

502  
30



\* 0015540000 \*



0015540-000

502-30

手形の知識

室岡四郎・著

二松堂書店

昭和2

ACF

この著作物は、著作権者不明のため、著作権  
第67条の規定に基づき、平成12年5月1  
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するもの

502

30

20. 9. 11

1-3298  
ㇿ



知識

全

辯護士  
法學士  
室岡四



502-30  
~~565-216~~

序

經濟界に重要な役目を果たす手形に就て其全般的機能とか又は其取扱ひ方を説明した從來の單行本は専門的説明で無ければ甚しく簡單であつて系統的に平易の説明で實務上解り良く其全般を述べたものが見當らず多くの人達には不向と考へられますので、著者は數年前非才をも顧みず同一表題の書籍を發行したことがありますが將に其第三版を發行する許りで震災の爲め紙型が全焼しました、夫れで再び業務の傍ら筆をとつて従前とは違つた形式方法で本書を世の中に送ることとなりました、然かも舊版と之と間々斷定に相違する所がありますが夫れは判例の變化と思索の結果で未熟の著者としてお許を願ふ次第であります。

昭和二年春三月

著 者 識

- 一 本書で手形法と記載してありますのは總て商法第四編手形の規定を意味します。
- 二 手形に關連した事項は他の規定をも參酌して出来るだけ説明したつもりですが第一章の内手形關係の發生に説明する詳細の民法上の問題は他の法律關係の研究と同一に一層民法總則の著書を閲讀してくだされば更らに明確に解かることと考へます。
- 三 本書の最後にある條文索引は商法手形編の條文を引用した重なる本の頁のみを掲げたに過ぎませぬ。

# 手形の智識 目次

## 第一章 序論

一……六五頁

本章は約束手形、爲替手形及び小切手の三種類の手形に就き共通的一般事項を説明するものであつて之を次の順序に排列する。

### 一 手形の性質

一……一三頁

各種手形の表面及び裏面の雛形形式を示して手形は如何なる性質の證券なるかを概説する。

### 二 手形の種類態様

一四……二三頁

手形の性質が略ぼ了解すれば其種別と手形の形式上の相違から生

二  
する幾多の態様を説明して以て其取扱上異なる點あることを注意する。

### 〇三 手形の經濟觀

二二二……三二頁

手形が取引に利用されるのは其經濟的產物たる結果であつて手形が如何なる作用を經濟的に發揮するかを説明し現に之を取扱ふ場合の心得を説明する。

### 四 手形關係の發生

三二……四七頁

或る經濟上の目的に對し手形を使用流通せしめるには法律的に效果あることを必要とするもので手形證券の形式が適法であることが肝要である許りで無く、其關係者の權利能力、行爲能力、代理關係の適否等が亦當面手形上の經濟的效果を左右するものであれば、之等の點から手形に依る經濟目的を成就する爲めの必要事項を述べて手形上の法律關係發生の經路を説明する。

### 五 手形上の權利保全

四七……五七頁

手形が流通するとき手形證券所持人が手形關係者の或る者に支拂を求めたり又は其支拂無く手形不渡となるとき他の關係者に之を請求すべきときの如き常に如何なる時期及び場所此の請求を爲すべきか、其支拂無きとき如何に之を證明し以て權利喪失の不利益を免かれ他の關係者に更らに同一請求を爲すべきかの權利行使及び保全に關する事項を述べ拒絶證書の作成の要否等を説明する。

### 六 手形關係の消滅

五七……六五頁

手形上の法律關係は順當に經濟上の目的を實現して消滅するときと順當の經過で無く消滅するときとあり、前者は支拂後者は手續の欠缺消滅時效の完成等であれば之等を述べ同時に順當の經過を得ず經濟上所期の目的を達せず手形關係消滅したとき手形證券所持人の損害救濟方法を説明する。

## 第二章 約束手形

六六……一二三頁

四

本章は約束手形に關する一般的取扱方法を説明する。

### 一 約束手形の振出

六六……八三頁

約束手形振出の形式、此の形式に關連する任意的記載及び振出人の手形責任を説明する。

### 二 約束手形の裏書

八四……一〇三頁

約束手形流通の形式及び裏書人の手形責任を述べ同時に手形金の取立を委託する形式を説明する。

### 三 約束手形の保證

一〇四……一〇八頁

他人の手形債務支拂を保證する方法には手形外の保證と手形保證とあるより此處に手形法上の保證方法及び其保證人の手形責任を説明する。

### 四 擔保の請求

一〇八……一〇九頁

手形上擔保請求の問題を生ずることは爲替手形に實用あるものであれば此處には約束手形振出人破産の場所手形所持人が裏書人等に對し辨済を確保する方法として擔保を請求し得る旨を説明するに止め詳細は爲替手形の支拂危険の對策に譲る。

### 五 約束手形の支拂

一〇九……一一五頁

約束手形證券を所持する権利者が支拂期日である手形の満期日後手形金の支拂を請求する方法を説明する。

### 六 約束手形の償還請求

一一五……一二三頁

手形不渡現出したとき手形所持人が裏書人に對して支拂を得ざりし手形金、利息及び手形上の權利保全方法としての拒絶證書作成手数料等を請求する方法を説明する。

五



### 第三章 爲替手形

一二四……一六〇頁

六

本章は約束手形の説明を参照しつゝ爲替手形に關する一般的取扱方法を説明する。

#### 一 爲替手形の振出

一二四……一三一頁

#### 二 爲替手形の引受

一三一……一三九頁

爲替手形金は振出人から支拂の委託を受けた支拂人の支拂ふ所であれば振出當時に於ては其手形金が支拂人に依つて支拂はれるか否か判然せぬもの故所持人は自己の爲め又流通の便宜上此支拂人から豫め手形金を支拂ふ旨の署名を求め得るもので之を引受と謂ひ引受あれば支拂人は引受人と謂はれ手形責任を負ふこととなる、従て引受を求める爲めの手形の呈示引受の方法及び引受人の手形責任を説明する。

#### 三 爲替手形の裏書

一四〇……一四〇頁

#### 四 爲替手形の保證

一四〇……一四二頁

#### 五 支拂危険の對策

一四二……一四五頁

爲替手形の支拂期日即ち其満期日以前豫め支拂無かるべき危険として支拂人の引受拒絶又は引受人の破産あるとき手形の所持人が手形上他の責任者に對して完全の支拂を擔保するに足る質權又は抵當權の設定或は保證人を立てること等を要求する所謂擔保の請求と其效果とを説明する。

#### 六 爲替手形の複本と謄本

一四五……一五〇頁

爲替手形に限つて同一形式の數通の複本手形ありて流通することあり又所持人隨意に其謄本を作成して之に裏書し以て流通せしめることあれば其各々を説明する。

七

七 爲替手形の支拂

八

八 爲替手形の償還請求

一五〇……一五二頁  
一五二……一五五頁

爲替手形の支拂及び償還請求は裏書及び保證と共に既に前章約束手形に説明する所を應用すれば足りるを以て重複せぬことに注意しつゝ一應之が説明を爲し、爲替手形に實用ある戻手形と想像的戻手形制度をも説明する。

九 荷爲替手形

一五五……一六〇頁

商人間に廣く利用される運送品擔保の爲替手形の振出即ち荷爲替の作用効果を全般的に説明する。

第四章 小切手

一六一……一七三頁

本章は小切手の取扱に關する一般を説明する。

一 小切手の振出

一六一……一六八頁

小切手の振出に關連して小切手契約及び横線小切手をも説明する。

二 小切手の讓渡

一六八……一六八頁

三 小切手の手拂保證

一六八……一七〇頁

小切手の支拂保證は彼の約束手形及び爲替手形に於ける保證と全く異なるもので有效無效の論が多い故其形式と効果を説明する。

四 小切手の支拂

一七〇……一七一頁

五 小切手の償還請求

一七二……一七三頁

小切手の所持人が小切手不渡後其振出人又は裏書人に償還請求を爲す前提として手形上の權利保全方法たる拒絶證書を作成すべきとき小切手に限り之に代はる便法あれば主として之を説明する。

第五章 手形上の參加

一七四……一八二頁

手形關係に第三者が介入して手形金の支拂を引受け又は手形金の支

拂を爲すことがあり稀に起るものであるが此處に一括説明する。

- 一 參加の性質 一七四……一七五頁
- 二 參加引受 一七六……一七九頁
- 三 參加支拂 一七九……一八三頁

**第六章 支拂の拒絶** 一八三……二〇四頁

本章は手形の所持人が支拂を請求するとき債務者は一定の事情に基いて支拂を拒絶し得ることあれば此關係を説明する。

- 一 債務者への請求 一八三……一八九頁
- 二 手形抗辯 一八九……二〇四頁

**第七章 國際手形法** 二〇五……二〇八頁

國際的に流通する手形に就て其一般を説明する。

- 手形 手形の國際的流通 二〇五……二〇五頁
- 二 國際手形の準據法 二〇六……二〇八頁

**第八章 餘論** 二〇九……二一三頁

本章は第一章乃至第七章迄に説明の便宜を得ぬものを此處に叙説するに過ぎぬ。

- 一 手形の占有喪失 二〇九……二一三頁
- 手形證券を紛失又は滅失した所持人及び窃取された所持人が如何にして其権利を行使すべきかにつき公示催告手續と其効果を説明する。

**二 手形理論** 二一四……二三九頁

手形關係の根本法理論を簡單に鳥瞰的説明を加へ之に關連して手形の讓渡あるとき其手形金支拂の擔保として存在する質權又は抵

當權等が手形の譲受人に移轉するか如何をも此處に斷定し、遂かに手形の裏書に對比し手形外の關係を説明する。

一一

### 附 錄

商法手形編

手形法條文索引

二四〇……二五八頁

二五九……二六二頁

## 手形の智識 目次終

### 第一章 序 論

#### 手形の性質



(1) 商法第四編は其冒頭に本法に於て手形とは爲替手形、約束手形及小切手を謂ふと規定し、次に此三種手形の形式作用効果を詳細に規定し、且つ其施行法に國際手形を法例と租俵つて規定する、而して手形に關する法律關係には上述の諸規定を以て定めりとせず、此外民法刑法民事訴訟法其他の法規亦直接間接適用さるべきものであるが、其主たるものは商法第四編であれば本書に於ては此狹義の手形法を中心とし、必要に應じて他の法規にも及ぶものとして手形證券の成立手形關係の發生變更及び消滅等の法的効果を説明し、可及的手形の扱ひ方につき遺憾無きを期せんとする、然かも手形上の關係は手形證券を介して人と人との間に於ける金錢の支拂受領と謂ふ經濟上の需要を満たす關係で手形關係と非手形關係とは區別して觀察さるべきであれば、此非手形關係に就ても亦出來得る限り言及せんと欲する。

約束手形の表面

第 號

消印  
三  
印紙

約束手形

一金五千圓也

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人ニ御支拂可申候也

振出地 東京市

満期日 昭和二年五月十日

支拂場所 株式會社東京銀行本店

昭和二年一月五日

東京市日本橋區本町一丁目一番地

山本 一 郎(印)

川上 泉殿

註

- A 金五千圓は手形金。
- B 東京市は約束手形の振出地。
- C 昭和二年五月十日は支拂期日として満期日の一種。
- D 株式會社東京銀行本店は手形金の支拂を實行すべき支拂場所。
- E 昭和二年一月五日は手形の振出日
- F 山本一郎は振出人。
- G 川上泉は約束手形の受取人
- H 東京市日本橋區本町一丁目一番地は振出人の肩書地。

爲替手形の表面

第 號

消印  
三  
印紙

爲替手形

一金五千圓也

右金額 川上泉 殿又ハ同人指圖人ニ御支拂相成度候也

支拂地 京都市

満期日 一覽後參ケ月經過ノ日

昭和二年二月三日

東京市日本橋區本町一丁目一番地

大阪市東區久太郎町五番地

金山 巖殿

支拂場所 株式會社鴻池銀行四條支店

昭和二年二月廿日

金山 巖(印)

註

- A 金五千圓は手形金。
- B 京都市は手形金の支拂はるべき支拂地。
- C 一覽後參ケ月經過ノ日は支拂期日にして満期日の一種。
- D 昭和二年二月三日は手形の振出日。
- E 川上泉は手形の受取人。
- F 山本一郎は振出人。
- G 金山巖は爲替手形の支拂人。
- H 東京市日本橋區本町一丁目一番地、大阪市東區久太郎町五番地は共に夫々振出人又は支拂人の肩書地。
- I 株式會社鴻池銀行四條支店は手形金の支拂はるべき支拂場所。
- J 金山巖は手形金の支拂を引受くるに依り引受人と謂はる。

小切手の表面

No. 1728

小切手

一金五千圓也

5,000.—

川上泉殿

右金額此切手持参人へ御拂渡可被成候也

昭和二年三月一日

山本一郎(印)

東京市日本橋區本町  
株式會社東京銀行本町支店殿

註

四

- A 金五千圓は手形金。
- B 昭和二年三月一日は小切手の振出日。
- C 山本一郎は振出人。
- D 株式會社東京銀行本町支店は小切手の支拂人たる株式會社東京銀行を表示すると共に現に支拂を爲すべき營業所を表はす。
- E 東京市日本橋區本町は支拂人の肩書地にして同時に此小切手の支拂地たる東京市を表示するものとなる。

手形の裏面

註

| 書裏一第                                                                                   | 書裏二第                                                                                        | 書裏三第                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| <p>表面之金額 川島 至 殿又八同人指圖人ニ御支拂可被成候也</p> <p>東京市神田區山本町五番地</p> <p>昭和二年一月十日</p> <p>川上 泉(印)</p> | <p>表面之金額 川崎太郎 殿又八同人指圖人ニ御支拂可被成候也</p> <p>京都市上京區南禪寺下河原町一番地</p> <p>昭和二年一月十五日</p> <p>川島 至(印)</p> | <p>表面之金額 殿又八同人指圖人ニ御支拂可被成候也</p> <p>川崎太郎(印)</p> <p>表面之金額正ニ領收候也</p> <p>昭和 年 月 日</p> |

- A 手形の受取人川上泉其手形を川島至に譲渡す爲め第一裏書の如き方式を講ずれば之を裏書と謂ひ、川島至は被裏書人、川上泉は裏書人。其肩書地は裏書地、昭和二年一月十日は裏書の年月日となる。
- B 第一裏書の被裏書人川島至第二裏書の裏書人となり其被裏書人亦第三裏書の裏書人となる如き順序を経べきものにして之を裏書の連続と謂ふ。

(2) 手形は爲替手形約束手形及び小切手の三種類に限るのであるが其各に就て形式上三通りの區別がある、一は手形法の規定に従ひ手形證券として成立するに必要な記載文言と署名とが完全に具備されてをる正規の手形であり、二は此記載すべき文言の一部又は全部を缺き然かも署名ある白地手形であり、三は正規の手形に尙手形法に規定せぬ他の文言の附加記載ある手形である、而して此最後の形式の手形は其附加記載事項の性質に依り夫が手形の本質と矛盾するものであれば手形としての効力を生ぜず手形證券とならぬが、其附加記載が手形の本質と矛盾せぬ限り其證券は手形として効力を有し只此附加記載が手形法上の効力を生ぜぬものとなるに過ぎぬ、然かも如之き附加記載を爲した手形往々流通し萬効手形と謂はれるものゝ如き此部分に屬する、又手形は實質的に三通りに區別される、即ち手形の署名者が手形關係の發生を意欲し署名又は記名捺印した通例の手形と署名又は記名捺印を偽造し真正の手形の如く装はされた偽造手形及び手形文言の抹消附加が不正に行はれた變造手形とである。

(3) 手形證券は既に前掲雜形に依り知らるゝ通り或る署名者が其證券上に記載された金額を特定の受取人たる甲某又は其手形持參人乃至所持人に支拂ふ文言を有するか或は此金額支拂を或る特定人に委託する文言を有する證券であつて、要するに一定の金額支拂受領の關係を表明するものであれば此甲某又は手形持參人の側から云へば手形金の支拂を請求する權利即ち手形上の權利を表明する證券であり支拂を爲す署名者の側から見れば支拂義務即ち手形上の責任手形債務を負擔すべき證券である、而して其特質を列擧すれば如次。

A 手形は手形法に規定された必要事項の記載及び署名あるとき手形となり此記載と署名とは必ずしも眞實と符合することを要せぬものとして要式の形式證券である。

B 手形金支拂の責任は手形に署名又は記名捺印に依り手形關係に入る者のみ負擔するものであり且つ此責任は手形に依つてのみ發生するものであれば債權的設權證券である。

C 署名者の手形債務は手形上の署名又は記名捺印に依り発生し何の目的の爲めに手形を流通せしめるや之に依り達せんとする目的又は手形受授の原因如何に關せず此目的原因は單に手形受授の直接當事者間に於てのみ抗辯事由となり其目的又は原因の不法不存在其他を對抗して支拂を拒絶し得るに過ぎざる不要因證券である。

D 手形は裏書の方法に依り讓渡され例外として其發行者裏書を禁止する旨を其證券上に記載したるときのみ裏書を爲し得ぬに過ぎぬものなれば當然の指圖證券である。

E 手形金の支拂を求めらるには支拂を爲す者に手形を提出し所謂呈示を爲すべく裏書禁止手形に非ざる限り支拂を求むる呈示を俟つて支拂へば足る故呈示證券であり且つ手形と引換へに支拂ふものであれば受戻證券である。

F 手形に記載さるべき文言は手形法上一定し手形法に規定無き事項の記載は手形上の效力を生ぜぬものであり手形金の支拂に就ては手形法其單純なるべき

ことを規定する結果條件付き支拂記載の如きは許されぬ一方的支拂の證券であるが、約束手形と爲替手形とは署名者の信用を基礎とし將來の支拂を相互に期待するものであれば信用證券であるが、小切手は即時の現金支拂に代はるものとして利用される支拂證券である。

G 手形は手形上の権利を表彰し手形金支拂の請求權は手形證券に伴ひ隨時轉讓され得經濟上價格を有し取引されるを以て商業證券として有價證券である。

手形に依り手形金の支拂を請求し得る權利者は手形證券上權利者の地位に表示された受取人及び手形の譲受人である被裏書人、被引渡人等の所持人で、其支拂を爲すべき手形債務者は振出人、引受人、参加引受人、裏書人及び手形保證人に限るが、尙支拂關係者には支拂人、豫備支拂人及び支拂擔當者がある、而して手形は振出人より初まり裏書を経て轉讓するを流通の常態とし手形上の權利者たる所持人は時の経過と共に變動するを以て手形法は個々の手形債務者を包括する名稱として前者後者の語を用ゐる、即ち手形流通の時の経過上前後あり振出人甲手形を受取人乙に與へ



乙より丙を経て現に丁所持人たるときは乙よりすれば甲は前者丙丁は後者と謂はれ丁よりすれば甲乙丙を總稱して前者と謂ふ。

(4) 萬効手形と謂はれる手形は正規の手形としての文言と署名ある外手形法に規定無き事項の記載として手形上の効力を生ぜぬ事項の附加記載あるもので、然かも其附加記載の文言が其證券を手形たる以外他の證券としても利用し得る如き言辭たるものであり、通例手形としての効力を生ぜぬときは他の指圖證券としての効力を有すべき旨を表はすか或は手形としての効力喪失後も他の指圖證券としての効力を存續せしめる如き記載を存するものである、而して之等形式の萬効手形が如何なる効力を有するかと謂ふことは一概に斷定し得ぬ、例へば手形として効力無きとき他の證券として効力あるか否かは夫が他の證券としての成立要件を具備するか具備せぬかに依つて定まるので手形法上は手形としての要件を備えぬ限り手形に非すと謂ふ外無いのである、反之手形として一旦存在し其失効後之を他の證券とすることは若し手形債務消滅後之を他の指圖證券上の債務として存續せしめるとの

ことであれば手形の理論に反するものであり手形債務は終始手形債務である故此附加記載は無効であると解すべきものと思ふ。

(5) 白地手形は手形證券としての成立に必要な記載を缺く手形であれば必要な記載が補充されぬ限り現に手形としての効力を有する證券では無く後日隨時手形要件を爲す記載が補充されることを豫期し發行流通する手形である、従て白地手形は無効とされた時代もあつたが現時は取引の實情に鑑み有効と解釋され流通する、手形證券の成立には發行者の署名の外手形の種類に應じた各必要事項の文言記載が定められてあり最後迄其記載充實せねば當然手形證券存在するに至らぬのであるが、既に説明した通り此記載文言は眞實と符合することを要せざるのみならず何人の手に依つて夫が記載されたかを問はぬものであり又如く解さねば未知の多數者に轉讓し手形の受授原因に關係無く手形上の權利關係發生するものと解される證券取引に不便である結果、敢て發行人たる振出人の記載を要求せぬと認められることからして白地手形の効力を認められるに至つた。

手形に署名した者は其手形の文言に従て手形上の責任を負ふものであれば白地手形の各署名者は將來形式の完全すべきものを現に手形と認め之に署名し流通せしめるのであれば、後日記載文言の補充あるときは其文言に依る責任を負ふものとしても其文言の追完補充前は後述する如く能力を喪失するか死亡せる如きとき如何なる影響を及ぼすかは一箇の問題である、乍然其署名者の意欲は署名當時既に之を手形と認め其責任を知りて敢て流通せしめると共に相手方も亦手形上の権利を取得するものとして之を取得するものであれば白地手形の署名者は之に署名して流通に置く限り後に能力を失ふても其責任を負ふべく死亡すれば相續人責任者となる、而して記載の缺けた部分を補充する者が不正に之を補充し署名者の豫期に反した責任を負担せしめても署名者は直接此不正補充者及び其情を知る権利者以外に對しては其不正記入を抗辯として責任を回避し得ぬもので、唯此不正補充者に對し損害賠償を請求し得ると共に此補充者と其情を知る権利者に對してのみ不正記入を抗辯し正當に記入された場合負擔すべき責任だけを履行すれば足りる。

白地手形に缺けた部分の記載を補充し外觀上正規の手形とする権利を白地手形の補充權と謂ひ通常白地手形を受授する當事者間の契約で手形の取得者此權利を取得するのであるが假令契約無くても相手方は此補充權あるものと思ふ、例へば手形金額の記載無き白地手形の受授に當つては署名者相手方に任意の金額を記載せしめんとすることは殆んど無く必ず双互の協定に因つて其金額補充權は定まるべきであるが第二章以下に説明する如く手形成立の要件を爲す爲替手形の受取人を缺く手形の受授ありしときの如き何等契約無くとも其手形の取得者は任意之を補充し得る筈である、而して契約あるときは契約の内容に従て相手方補充權を有し契約無き場合は形式上必要な記載に就てのみ相手方補充權を有すべく之を以て手形の變造と謂ふことは出來ぬものと思ふ、白地手形受授に依る此補充權は專屬的權利に非ずして手形の轉讓につれ當然其取得者に移轉し手形の新取得者亦補充權者となるが常に補充權の内容は當初の契約の定むる所に限らるゝもの故其契約に従て之を補充すべきである、然かも補充權濫用あるとき其効果は前述の通りである。

## 二 手形の種類態様

一四

(1) 手形は既に説明せる如く約束手形、爲替手形及び小切手の三種類に限るものであり、約束手形は其發行者である振出人が手形金を支拂ふ旨を記載した證券であるが、爲替手形と小切手とは其支拂を或る人格者に委託する旨を表明した證券であり、總て此手形金を受取り得る権利者が特定のにか不特定のにか記載されてをり之を手形の受取人と謂ひ、手形法上受取人が甲某と云ふ如く特定するときは裏書の方法で手形は讓渡され裏書人と被裏書人を生じ受取人特定されぬときは手形を相手方に引渡すのみで讓渡され得引渡人と被引渡人とが生ずる、而して爲替手形に限つて手形の記載上支拂の委託を受けた所謂支拂人が果たして委託の趣旨に應ずるかどうかを豫め確定する爲め手形の所持人は手形を支拂人に呈示して引受を求めることが出来るもので手形金の支拂を引受れば支拂人は引受署名に依り引受人となる、尙此三種類の手形の形式作用效力の詳細は第二章以下に詳述さるべきものであつ

て此處には簡單に之等手形に多くの異なる態様あることを次に説明する。

### 一 形式の不完に依る區別

A 正規の手形

B 萬效手形

C 白地手形

### 二 指圖性の有無に依る區別

A 指圖性ある手形

裏書に依り讓渡し得る手形を謂ふ。

B 指圖性なき手形

手形の振出人手形に裏書を禁止する旨を記載すれば其手形は裏書に依り讓渡し得ぬ裏書禁止手形となる、裏書禁止手形の讓渡は手形法上認められぬ故民法指名債權讓渡の方法に依り讓渡人が手形を讓受人に引渡し且つ讓渡の通知を債務者に爲すか又は手形債務者其讓渡を承諾したとき讓渡の効果完

全すと謂はれる。

三 受取人指定方法に依る區別

A 記名式手形

手形上に手形金の支拂を請求し得る権利者を特定の例へば甲某と謂ふ如く記載したる手形を謂ふ。

B 無記名式手形

手形上手形金の支拂を請求し得る権利者特定されず手形の所持人又は持参人を廣く其権利者とする如き手形を謂ふ。

爲替手形の文言中前記之金額 殿又は其指圖人とあるとき之に何某と謂ふ如く特定の権利者を記載して記名式手形とせねば無記名式手形とならず無効なりと謂はれる何故ならば單に 殿又は其指圖人にては受取人が特定せぬ許りで無く概括的にも定まらぬ爲めと謂はれるが 殿又は所持人とあれば手形所持人の権利者たること明白なれば無記名式として效力ありと謂はれる。

約束手形及び爲替手形は手形金三十圓以上に限り無記名式を認められ夫れ以下の手形金額たるときは記名式に非ざれば無効となるも小切手には此制限無し。

O 無記持参人拂式手形

記名式と無記名式との混合形式として甲某又は手形持参人と謂ふ如く受取人を特定すると共に概括的に手形の所持人又は持参人も廣く権利者とするもので亦選擇無記名式手形とも謂はれ約束手形と爲替手形に限り無記名式と同一金額の制限あり彼と同一效力を有する手形である。

四 満期日に依る區別

満期日とは手形上の権利者が其所持する手形金の支拂を求め得る最初の日であつて一定するを要し四種類に限定される而して満期日其他の計算は曆に依るべきであるが期間の初日を算入せず期間末日の終了を以て期間の満了と爲

し此末日が大祭日、日曜日其他の休日に當り其日に取引を爲さぬ慣習あるときに限り其翌日に期間満了すべく、週又は月の始めから期間を起算せぬときは其期間は最後の週又は月に於て其起算日に應當する日の前日を以て満了し最後の月に應當日無ければ其月の末日が満期日となる、例へば手形に満期日大正十五年十一月二十九日より向ふ三ヶ月目とあれば十一月三十日から繰つて二月二十九日が満期日となるのであるが平年なれば二月二十八日満期日と計算される。

A 定日拂手形

満期日が當初から確定するもので支拂期日大正十五年十一月五日又は來る天長節とする如き手形を謂ふ。

B 一覽拂手形

手形の所持人手形を呈示して支拂を求めたときが満期日と認められる手形で、小切手は一覽拂に限るが、爲替手形と約束手形とは此點無制限であつて手

形に満期日の記載を缺くときは手形法上一覽拂手形となる。

C 日附後定期拂手形

振出日附より一定期間を経過する日が満期日となる手形。

D 一覽後定期拂手形

一覽の日以後一定期間を経過する日を満期日とする手形であつて手形法に經過したる日とあるは經過する日と同一の意味である、而して此種手形の所持人は満期日確定の爲め一覽の呈示が必要である。

E 満期日不定の手形

手形の満期日は以上四通りに限る結果四態様の手形が有効に存在し得るのである、反之満期日を指定するに甲が婚姻の日或は月賦の如く全く不定であるか或は前記四通り以外の満期日となつてをるとき満期日無効の結果一覽拂手形となるか満期日の不定即ち一定無きものとして手形無効となるか争あるが、満期日は一定することを要し其一定とは確定した日、一覽の日、日附後

一定期間を経過する日及び一覽後一定期間を経過する日の四通りに限り之れ以外の満期日の記載は満期日として無効であれば結局其記載無きと同一に認め得るもので従て如之き手形は満期日の記載無きに依る一覽拂手形と解するのが適當と思ふ。

五 権限の有無に依る區別

A 正當の手形

B 偽造手形

C 變造手形

六 用途に依る區別

A 融通手形

資金融通に利用される手形。

B 延期手形

手形金の支拂を延期する爲め舊手形に代へて受授される手形にして切替手

形とも謂ふ。

C 荷爲替手形

運送上の貨物を擔保として振出される爲替手形。

D 國際手形

國際間取引される手形であつて國內に於てのみ流通するものは國內手形である。

(2) 偽造手形又は變造手形の意義は人に依り異なるが手形を偽造すると謂ふことは不正に他人の名儀を冒用して手形證券を作成するのみならず裏書人、引受人、其他廣く署名者の署名又は記名捺印を不正に使用し外觀上署名を通じて手形に表示された者が手形關係に立つものと認められる如く假裝することであつて権限無き者が他人の代理人なりと自稱して手形上に署名することも亦偽造となる、従て偽造手形は如之き署名又は記名捺印ある手形を謂ひ有價證券偽造罪に於ける偽造とは其觀念を異にする、而して偽造に對する變造とは権限無くして不正に手形上の記載を

抹消加除することに依つて手形の同一性を破ることで如之き不正の抹消加除ある手形を廣く亦變造手形と謂ふとするのが適當と思ふ。

偽造又は變造手形も亦手形であれば形式上有效なる限り之に署名して手形關係に入るものは其手形の文書に従て手形債務を負ふべきが署名を偽造された形式上の署名者及び偽造者自己の署名無き限り手形債務を負はず、最も權限無くて然かも他人の代理人と自稱し手形に署名した無權代理人は相手方の選擇に従て手形債務を負ふか損害を賠償する責任に任せねばならぬ、而して變造手形に署名した者若し變造後の署名を爲したのであれば當然其變造文言に従て責任を負ふべきであるが變造前の署名者は變造後の文言に依る責任を負ふべき筈無く變造前の文言に依り責任を負ふべきである、然かも實際上其署名が變造前なりや變造後なりやは確定に困難あるを免れぬ爲め手形法は署名者を保護し之を變造前の署名と推定するを以て變造後の署名なりと主張する權利者は此點を立證せねばならぬ。

手形の偽造者、變造者は元より其偽造又は變造たることを知り(惡意)若くば非常の

不注意に依つて知らずに(重大なる過失)偽造又は變造手形を取得した者は制裁として總て手形上の權利を取得せず從て惡意又は重大なる過失無く偽造又は變造手形を取得したる者のみ此手形取得に依り手形上の權利者となり其署名者に對し手形上の權利を行使し得ることとなる。

### 三 手形の經濟觀

(1) 手形は歐洲中世紀兩替商等の使用した證書又は貨幣金銀の預け主の發行した持參人拂式預金領收證の類から漸時に發達し引受或は裏書等の發明と共に法制も完備し遂に現今見るが如く經濟上重要な證券となるに至つたのであるが其沿革上の理由から金錢支拂の方法たることが本來の性質であつて他は夫から派生したのであるが現在經濟上の效用としては大凡如次。

A 隔地者への送金

送金小切手は其適例である。

## B 信用の利用

六十日拂で商品を買入れ之に六十日拂の手形を授與する如きは手形の支拂期日迄手形に因つて信用を利用するのである。

## C 國際貸借の決済

國際間で受取手形と支拂手形との相殺で貸借を決済し之が爲め手形の需給に應じて爲替相場起り貿易の順逆につれ高低あり之と同様なこと亦國內手形にも行はれる。

## D 通貨の節約

信用證券又は支拂證券として手形の流通する範圍で貨幣が節約される。

手形の效用は以上の如くであるが現に手形が如何なる目的に使用されるかと謂ふに千差萬別であるが概觀すれば大凡如次。

## A 信用の利用

手形に署名した者は手形の文言に従つて責任を負ふ結果他人に自分の信用を

利用させる方法として手形に署名することがあり隠れたる保證は其適例である。

## B 賣買

手形は有價證券として放資の目的物となり賣買され對價を支拂ひて手形を取得することを廣く手形の割引と謂ふ。

## C 債權取立に依る債務の辨濟

荷爲替手形は此目的に使用される。

## D 債務の辨濟又は支拂の確保

小切手にて支拂を爲し又は手形に依り金錢の借入を爲す如きこと日常行はれ手形受授が既存債務に及ぼす影響として論議される。

(2) 甲對乙間に金錢支拂の債務關係あるとき債務者乙が債權者甲に對して手形を振出し裏書又は引渡讓渡に依り手形を讓渡し或は甲の振出す爲替手形の支拂人として引受を爲す如き場合乙が甲に對して手形債務を負ふか又は乙の有した手形を



甲に譲渡することに依つて乙は甲に對して負擔してをつた從前の金銭支拂債務を免がれ爾後手形關係のみが此兩者間に存在するか或は從前の債務關係と手形關係と併存するかの問題を手形受授が既存債務に及ぼす影響と謂ふ題目の下に論議される。

民法更改の規定に依れば債務の履行に代へて爲替手形を振出したときは更改となり其債務は消滅して手形債務のみが存在するに至るとの條文がある、而して此規定の解釋は從前大に議論あつたのであるが現在之を制限的に解釋して債權者甲對債務者乙間で乙の振出す爲替手形で其債權債務を消滅させることを約束したとき限り夫は履行に代はるものとして更改となり債權債務消滅し爾後甲乙間に手形上の債權債務のみが存在するものであるが、從前の債權債務を消滅させる明示の約束又は債權證書の返還舊債權の領收證發行等に依り其約束あると同一に認められる場合を除き其他の場合に於ては總て更改とならず、單に債務支拂の爲めに手形の受授あるものとして其一方の支拂ある迄舊債權債務と手形上の法律關係と併存

し其手形受授は舊債務の辨濟を確保する役目を演ずるものであると謂はれ、且つ手形受授に依り舊債務消滅するときは性質上更改に非ずして代物辨濟なりとも謂はれる、而して舊債務の支拂に代へて手形を受授するものとして之に依つて舊債務を消滅せしめることを約束するか又は約束したものと認められ得る方法を講じ手形を受授すれば更改或は代物辨濟となり既存債權債務は消滅し爾後手形關係のみが存在することとなる故手形上の權利者が後述する如く其權利行使を誤り手形上の權利を失ふことあれば直接不利益を蒙ることとなる、最も受授した手形が無効であれば更改も代物辨濟も成立せぬこと勿論であり手形上の權利喪失後も振出人又は引受人に對しては手形關係の消滅に説明する如く利得償還請求權を行使し得るが限られた範圍で立證の困難ある爲め結局不利益を蒙むることを免がれぬ、反之既存債務と手形關係と併存する通例の場合即ち辨濟の爲めに手形を受授し何等舊債務を消滅せしむる方法を探らぬときは手形無効か又は手形上の權利喪失のときは舊債務の辨濟を迫り得る爲め債權者には手形に依つて債務支拂を確保される

だけ利益あることとなる、而して舊債務と手形關係と併存するときは手形受授が此舊債務の辨濟を確保する爲めに行はれたものである關係上權利者は先づ満期日に手形金の支拂を求め全額支拂を得ず且其債務者以外他にも手形債務者あるときは後述する如く拒絶證書の作成に依り手形上の權利を保全し次で債務者に對し舊債務の辨濟を請求すべきである、舊債務に就き先きに支拂を請求するときは債務者は最初に適法に手形金の請求を爲すべき旨を抗辯して手形外の支拂を拒絶し得る、而して此兩人の間に於ては手形又は舊債務の支拂あれば他の未拂の債務は消滅するもので債權者は二重に手形に依り亦舊債務に依り二箇の辨濟を請求し得ぬのである、尙權利者が債務者以外他にも手形債務者ある手形につき手形上の權利保全手續を怠り他の手形債務者の手形債務を免がれしむる結果を生じたとき舊債務を請求し其辨濟を爲した舊債務者が手形の返還を受け他の債務者に手形上の請求を爲さんとするに當り既に其者の債務消滅して請求し得ぬこととなれば手形を授與した舊債務者は損害を蒙むることとなる結果其賠償を債權者に請求し得るに至る。

債務辨濟の爲めに手形の受授あり従て舊債務と手形關係と併存するとき債權者である手形上の權利者が先づ手形上の權利を行使すべしとのことは如何なる程度の權利行使で足りるかと謂ふに權利者は權利行使の義務を負ふもので無ければ満期日に手形の支拂地に於て後述する如く適法に支拂を求め爲めに手形を呈示すれば足り敢て其支拂無きことに依り裁判上訴追することを要せぬのである、而して一方の支拂あるに依り他方の債務消滅するときの此支拂は現實に支拂あるときのみならず相殺其他に依つて其一方の債務の内容を實現したと同一結果を生ずる一切の場合を含む、従て債權者たる手形上の權利者が其手形を他に讓渡したときも亦同一に解釋すべきであるが一般には其權利者が對價を得て手形を讓渡し且つ後日其對價を失ふ憂無きに至ることを要すと説明する。

(3)手形受授に關連する非手形關係として手形上の法律關係と直接區別さるべきものに手形豫約、對價關係及び資金關係と謂はれるものがある。

手形の發行受授は之に依つて或る經濟上の目的を達せんとするものであるが手

形法は之と手形上の法律關係とを截然區別し現に其受授を爲すべき約束を手形豫約と爲し此豫約の効力は一般私法上の別問題とする、而して手形豫約は將に受授せんとする手形の種類、形式、金額及び其方法を定める受授者間の契約であれば方式なく自由に決定し得るもので此の契約が書面に依つて爲されるとき假手形とも謂ふ。

爲替手形の支拂人が手形の引受をなし爲替手形及び小切手の支拂人が手形金の支拂を爲すことは振出人對支拂人間の手形豫約に基き其履行として支拂人之を爲すものであつて其双互間に於ては振出人直接其支拂の利益を受けるものであれば引受人又は支拂人は振出人に對して支拂手形金の供給を請求し得る筈であり此双互の支拂資金の關係を資金關係と稱し爲替手形引受人の如き振出人に對しては資金の供給無きことを理由として手形債務の辨濟を拒絶し得る、而して此資金關係の内容如何は一般私法上の問題である、之と同様に振出人對受取人、裏書人對被裏書人の如く一方が他方に手形を授與することに依り他方が之に相當金額を支拂ひ又は

其有する債權を之に依り消滅せしむる如き双互の經濟關係を對價關係と謂ひ手形割引に於ける割引料は之に該當する法律關係で亦一般私法上の問題である。

手形豫約と資金關係及び對價關係は手形外の法律關係であれば此關係の成立効果等は總て其双互間の約束及び當時の狀況に依り決せらるべきで其有效無効は直接手形關係に影響を及ぼさざるも、直接當事者間に於ては抗辯事由となり之を原因として手形金の支拂を拒絶し得べく詳細は後章手形上の請求に譲る。

#### 四 手形關係の發生

(1) 手形關係とは廣義に於て手形金の請求と支拂とに關する手形上の法律關係であつて對立する人格者間の一方に手形上の權利、他方に手形上の責任又は手形債務を發生することである、而して手形債務の發生は手形法の規定に従ひ手形に署名又は記名捺印する振出、裏書、引受、參加引受及び保證の何れかに依るもので手形行爲の語を以て總稱され手形を單純に相手方に引渡すことで讓渡人手形上の權利を失ひ

譲受人新に手形上の権利者となる引渡譲渡と謂ふ手形行爲と區別する爲め手形債務は署名を要する手形行爲に因り發生すと謂はれる、而して手形證券を作成して之を發行することが振出であつて發行を受ける者を受取人、發行者を振出人と謂ひ、引受及び參加引受は爲替手形に於て支拂の委託を受けた支拂人及び豫備支拂人等が其支拂を引受けることで支拂人引受を爲せば引受人、豫備支拂人其他の者支拂を引受くれば參加引受人となり、手形に署名して手形を譲渡すときは裏書と謂はれ其署名者を裏書人相手方を被裏書人と謂ひ、夫々其署名に相應する手形金支拂の責任を負擔するもので此等手形債務の辨濟を保證する署名を手形保證と稱し之に依り手形債務を負擔すべき署名者を保證人と謂ふ。

手形は振出人より受取人を經順次裏書又は引渡譲渡に依り多數人間に轉讓さるゝもので此轉讓には時の前後ある結果、振出人、裏書人及び保證人より現在の手形上の権利者即ち所持人間に其手形行爲の前後を區別し形式上署名の前後に依り前者後者の語を以て此等の署名者を總稱する、例へば振出人甲、裏書人乙、丙、現権利者たる

所持人を丁とすれば丁より見て甲、乙、丙は手形上の前者と爲り、乙よりすれば甲は前者丙は後者となる。

署名を要する手形行爲に依り其署名者に手形債務發生し署名者は手形金を支拂ふ責任を負擔するが此責任には二種類あつて手形の満期日に手形金を支拂ふ第一、次債務と満期日に其支拂無きときに限り支拂なき手形金、利息及び費用を償還すべき第二、次債務とある、而して此等の手形債務者に對し手形金の支拂を請求し得る手形上の権利は手形に依り其所有者に屬し、手形振出に依る受取人、裏書に依る被裏書人の外引渡譲渡に依る手形の被引渡人其他の者此權利を有し一般には手形を惡意又は重大なる過失無く取得した者に限り手形上の權利を取得し手形金の支拂を請求し得る、手形法は自己の意欲に反して手形を失ふた權利者に對して惡意又は重大なる過失に依り其手形を取得した者から手形の返還を請求し得る旨を規定する關係上如之結論を生ずるものであつて此處に惡意と謂ふは相手方の手形處分の權限無きことを知ることと其反對の善意と照應する術語であり重大なる過失とは非常

の不注意に依り其権限無きことを知らぬことを謂ふ、從て惡意又は重大なる過失なく手形を取得するとは相手方が手形を自己に引渡し自己を権利者とする権限無き者であることを知らざるは勿論其不知につき非常の不注意無かりしため手形證券を取得した場合に限り手形上の権利者となる。

(2)手形行爲は商法に手形其他の商業證券に關する行爲としての商行爲で法律行爲の一種であれば署名者の能力、代理、意思表示及び無効取消等の民法規定の支配を受け商行爲として商法商行爲の規定に従ふべきもので其の特質は要式行爲であり無因行爲であり且つ形式上の手形證券存在すれば各自獨立に效力を生ずる點である。

手形は要式の文言證券であつて手形に記載すべき事項は一定し手形法に規定無き事項は之を手形に記載するも手形上の效力を生ぜぬと共に手形に署名した者は其手形の文言に從て責任を負ふものであれば、署名を要する手形行爲に總じて署名其他の必要記載を缺けば手形行爲成立せず從て手形債務發生せぬことは明白である。

る、而して裏書、引受、參加引受及び保證は基本的手形行爲である振出に對し附屬的手形行爲と謂はれ形式上手形證券の存在を前提する、最も白地手形の振出が有效である如く白地手形又は將來手形となるべき物體に裏書其他の手形行爲を爲すときも夫が後日形式上手形證券となれば白地手形の振出有效なると同一に有效であつて之を白地手形行爲と總稱する、而して手形債務は手形行爲に依り發生し手形行爲を爲すに至つた原因とは直接交渉せざることは既に再三説明した通りであつて原因と關係無く手形行爲存在し得ることは亦明かであると思ふ、但手形行爲が原因と關係なき無因行爲であるとのことは絶對的では無く無能力、詐欺又は強迫等の原因に依り取消すれば無効となるのみで無く直接當事者間に於ては抗辯事由となり支拂を拒絶し得ること後に説明する如くである。

手形證券形式上存在するに至れば各手形行爲は獨立に効力を發生し相互に關連せず例へば振出人が未成年者であつた爲め其振出を取消し振出人手形債務を負はぬときも其振出に係る手形に引受、保證、裏書等を爲した引受人、裏書人又は保證人等

は其振出人に關係無く各自手形債務を負ふべきである、最も白地手形に引受又は裏書其他の手形行爲をなした後結局迄其白地手形に缺けた要件記載の補充無ければ其引受人又は裏書人等は責任を負担せぬが夫は白地手形の振出人に於ても同一であつて所詮手形行爲たる外觀をも有せぬことになる結果である。

(3) 手形關係に立ち得る人格者には他の場合と同じく肉體を有する自然人と組織である法人とあり亦内外人及び内外法人とある、而して自然人は無制限に手形上の権利者たり果た手形債務者たり得るが法人には多少の制限がある、即ち民法は外國法人は國國の行政區畫及び商事會社を除く外其成立を認許せず但法律又は條約に依りて認許せられたるものは此限に在らず、前項の規定に依りて認許せられたる外國法人は日本に成立する同種の者と同一の私權を有す但云々と規定し、法人は法令の規定に従ひ定款又は寄附行爲に因りて定まりたる目的の範圍内に於て權利を有し義務を負ふとも規定する、從て會社其他の法人が署名を要する手形行爲を爲したとき夫が定款に定まる目的の範圍外の行爲であると認められる場合には其手形

行爲に因り法人は手形債務を負担せず手形取得者は僅に其手形行爲を現實に行つた代表者等に損害賠償を請求し得るに止まることがある、而して自然人は自己は勿論代理人を以ても手形行爲をなし得るが吾私法の立前として法人は必ず代表者に依つて行動すべきで此代表者は代理人と認められ、判例に依れば法人が権利者其他として表示されるには其法人の名稱のみで足りるが署名を要する手形行爲を爲すときには其名稱例へば會社の商號を以て記名捺印することは認められず必ず其商號と共に代理人の署名又は記名捺印を要するものと謂はれる。

法人の目的範圍如何は議論ある問題で判例は之を主觀的標準に依り解釋し法人自身の立場に於て目的たる事業遂行上妥當と考へられた性質を其限度とし、例へば會社が得意先の依頼に應じ隠れた保證の方法として手形の振出、引受又は裏書等を爲したとき其手形行爲が直接會社の目的たる業務に屬せず且つ夫が會社の營業上間接の利益をも與えず謂はゞ會社代表者對得意先の箇人的關係に止まるときは其手形行爲は無効で會社は之に依り手形債務を負担せぬと謂ふ、乍ら法人の目的範圍

を客觀的に解釋し目的遂行上妥當であると一般的に認められる性質を其限界とすれば經濟的に活動する法人は特に禁止無き限り手形行爲をなし得るものと謂ふべく亦如之解釋して初めて一般取引界の需要に應ずるものと思ふ。

(4) 手形行爲は私法上の自治行爲であれば法規に従ふ限り任意自由にて何時如何なる事情のもとに於ても手形關係の發生開展を期待し得其活動に應じ法規は當事者及び對社會關係を考慮して可及的其行爲者の希望する法的効果を之に賦與するものであるが其自由選擇は正常の判斷力を有する者が制肘されぬ立場に於て初めて意味を有するものであれば法は此立場と抵觸するか又は其他の理由より一定の人乃至狀態に於ける手形行爲を無効とするか取消し得るものと定める。

手形關係を發生開展せしめる意欲全く無くしてなした手形行爲例へば夢中の署名或は幼兒の手形行爲の如きは法律上行爲と謂ふ能はざるもので無効なるは當然であるが、認識と對象との不一致換言すれば手形行爲と認めらるべき活動を爲すものと思はず例へば手形に署名するものと知らず他の用事の爲めの署名と誤認して

署名したのに偶然夫が手形上の署名であつたときの如き所謂錯誤も亦異なる意欲の存在したもので手形關係を發生開展する意欲無かりしものであれば其手形行爲は無効となる、之と同様に相手方と通じて眞實は手形關係の發生開展を意欲せぬが表面的には其意欲ある如く假裝して署名する如き虚偽の手形行爲亦無効である、但錯誤の場合には署名者に重大な過失即ち非常の不注意あれば自ら其無効を主張し責めを免がれ得ぬと共に虚偽の手形行爲は其署名者が假裝の事實を知らぬ權利者其他に對し亦無効を主張し得ぬ法律上の制裁がある、而して手形關係の發生開展を全く意欲せぬにはあらぬも夫が他人の壓迫に依り取捨選擇の自由を失ひ所謂強迫に依つて爲された手形行爲であれば後日取消し得、誤まつた報導を眞實と誤解し之に基き意欲を決定して手形行爲を爲せば所謂詐欺に依る手形行爲として亦詐欺者及び其事實を知る者に對してのみ之を取消し得る。

無能力者即ち未成年者たる滿二十歳以下の男女、禁治産者、準禁治産者及び妻たる身分にある女は本人の財産又は家庭の平和上財産上の活動につき制限を受け、營業

を許された未成年者及び妻の如きは其營業上自由に活動し得、妻が夫の許可を得難き法律的又は事實的状況にあるとき亦同様であるが、一般には財産上の行爲に他人の參與を要するものと規定され、未成年者は通常親権者又は後見人が其法定代理人として手形行爲を爲すか其同意を得て未成年者之を爲すべく同意無くして爲さば取消し得、禁治産者、準禁治者及び妻が後見人、保佐人又は夫の同意許可を得ずして爲すとき亦同様である、而して準禁治産者及び妻が保佐人の同意又は夫の許可無くして爲した手形行爲は完全有効の手形行爲であるか又は取消し得べき不完全の行爲であるかは議論ある問題であるが、手形行爲に因り責任を負擔することは借財と同一經濟的結果を生じ署名せぬ手形行爲に因つて手形を讓渡すことは其價格に應じ無能力者の重要な財産處分と認められ得るを以て民法上借財又は保證を爲し不動産又は重要な動産に關する權利の得喪を目的とする行爲を爲すことに保佐人又は夫の同意許可を要すと規定した點から判斷すれば同意又は許可を要し其同意又は許可無くして爲す限り取消し得るものと思ふ。

手形行爲の取消は無能力者、被強迫者、被詐欺者及び其代理人のみならず妻の手形行爲は夫も亦取消し得るもので取消の方法は當時の相手方に取消の旨を通知すれば足りるが相手方不明のときは現に手形上の請求を爲す權利者に通知するも有効である、而して手形行爲の取消あれば其手形行爲は全く効力を生ぜず當初から無効であつたと同一になる爲め振出、裏書等の取消あり現に相手方其手形を所持すれば其返還を請求し得取消後其事實を知るか又は非常の不注意に依り其事實を知らず其相手方から手形を取得した權利者に對し亦同様であつて取消を爲した署名者が手形債務を負擔せぬことは既に説明した通りである、但詐欺以外の原因に依る手形行爲の取消は其手形が何人の手にあるを問はず自由に取消し得、其効果は總ての關係者に及ぶのであるが詐欺の場合には詐欺者と其事實を知る關係者に對してのみ取消の効果あり其他に及ばぬ、而して資金關係又は對價關係に於て取消となつた手形行爲に依り受取つた利益は其金額を相手方に返還するを原則とするも無能力者の取消に限り既に消費し終はれるものは返還する要無く現に其無能力者が利益を



受ける限度に於て之を償還すれば足るものと謂はれる。

四二

(5) 手形代理即ち代理人に依つて手形行爲を爲させることは代理人の署名又は記名捺印に基きて代理させる本人が直接に署名又は記名捺印したものと法律上認められることで、甲(本人)の爲めにすることを示して乙(代理人)の爲した行爲の法律上の効果が直接甲に發生する法律關係を代理と稱し甲を本人乙を代理人と謂ふ、而して商取引の代理人は本人の爲めにすることを示さんでも其代理人の行爲は本人に對して効力を生ずるのであるが、手形法は此點を制限し代理人が本人の爲めにすることを記載せずして手形に署名したときは本人手形上の責任を負はずと規定する、從て代理人が手形行爲を爲すには必ず本人の爲めにすることを手形に記載すべきであるが其表示方法には制限無き故代理人として署名することが明白であれば足り通常如次。

A 甲代理人乙

B 甲親權者乙

C 甲株式會社取締役乙

D 甲合資會社支店長乙

E 甲會社某出張所長乙

手形代理に於ける署名又は記名捺印は代理人の署名又は記名捺印であるが往々之と異なり代理人が本人の印を預り隨時本人の名儀で記名捺印することがある、而して之が手形代理となるか本人の手形行爲としてのみ認むべきであるかは議論ある問題であるが對外的に本人の爲すものとして活動する場合之を代理と區別して使者と謂ふならば設例の場合手形代理とならぬが亦手形代理なりと主張する學説もある。

手形代理は形式上必ず本人の爲めにすることを示す記載を要するものであつて若し其記載を缺けば代理人自身の手形行爲となり自ら手形上の責任を負担すべきであると共に假令本人の爲めにするこの記載があつても本人對代理人間に代理關係を生ぜしめる根據が無ければ形式上の手形代理に依り本人手形上の責任を負

四三

ふこと無く所謂無權代理人の手形行爲となる、無權代理と謂ふのは代理人と稱する者に本人を代理する權限無く然かも代理人なりと潛稱するものであつて如之き手形代理あるときは後日本人が代理權を賦與し所謂其手形代理を追認せぬ限り本人手形上の責任を負擔せず却て其無權代理人手形上の責任を負ふか少なくとも損害賠償の責めに任すべきである、然らば本人對代理人間に於て代理人の手形行爲に因つて本人手形上の責任を負擔すべき根據如何と謂ふに之は所謂代理權であつて法律の直接規定に依るものと當事者間の協定に依る場合とあり又其權限の範圍如何に依り法定代理と委任代理とに區別され親權者後見人の代理權の如きは前者であり委任又は雇庸關係に基き發生するものは後者である、而して右何れにするも代理人は其代理權の範圍内に於てのみ有効に本人を代理し得るものであるが法は之のみを以ては第三者を保護するに適せずと認め表見代理を定めてをる、即ち代理人が其代理權の範圍を越えて權限外の活動を爲す場合に第三者が其權限ありと信すべき正當の理由あるときは其權限外の代理にも代理の効力を認め、且つ第三者に對して

他人に代理權を與えた旨を表明するときは此表明代理權の範圍内に於て其他人は代理權あることとなり第三者に對する此他人の手形代理に依り本人亦手形上の責任を負擔することとなる。

手形代理につき特に問題となるは民法第八條何人と雖も同一の法律行爲に付き其相手方の代理人と爲り又は當事者双方の代理人と爲ることを得ず但債務の履行に付ては此限に在らずとの規定及び商法第七十六條取締役は監査役の承認を得たるときに限り自己又は第三者の爲めに會社と取引を爲すことを得此場合に於ては民法第八條の規定を適用せずとの兩規定違反の手形代理の効力如何である、先づ前示民法の規定に違反して甲が乙の代理人となり甲自身を受取人とする約束手形を振出すとき乙は此手形代理に依り全く責任を負擔せぬかと謂ふに一般に乙が如之手形代理を承諾するときは有効の手形代理あるも承諾せぬときは此手形代理は無効で乙手形債務を負擔せずと謂はれ、株式會社の甲取締役が一方に會社の代理人となり他方箇人たる甲に宛て手形を振出すも或は甲取締役が會社を代理して

他方同一會社の乙取締役箇人に宛て手形を裏書すると果た丙を代理する乙取締役箇人に宛て振出すも總て其事前又は事後に監査役の承諾を経ねば其振出又は裏書は無効となり會社は手形上の責任を負担せぬと謂はれる、抑も代理關係は甲の代理人乙が丙となした行爲に依り直接甲の行爲あると同一に其行爲上の責任が甲に歸する法律關係であれば甲乙間には信認關係が根本の基礎となつて行はれるもので双互に反對の利益を主張すべき甲對丙間に於て一方の代理人が他方の本人又は代理人となることは往々利害の衝突に依る混亂を生ずることあるを免がれぬ從て法は其禁壓として民法に第八八條を規定し之を避けしめ此規定違反の行爲に法の保護を與えぬのであるが、本人尙如之き方法を認め之より生ずることあるべき混亂を意に介せぬものとすれば法は敢て何處迄も之を禁壓する必要無き故其場合に限り其効果を認めるのである、而して商法第七十六條も之と同一趣旨に於て會社を保護し利害の衝突を可及的避けしめんとするものであれば特に監査役の承認を條件として民法と同様に會社對取締役間の取引を保護する、從て此等規定違反の手形行

爲に効力を認めぬことは一應至當であるが取締役箇人が相手方となり他の取締役が會社を代表して此双互間に於ける手形行爲が監査役の承認無きに依り無効となれば其手形上相手方が同一會社の取締役であるか否かを知らぬ手形の第三取得者は不測の損害を蒙むることあるを免がれぬ、此點から第三者保護の爲めに別箇の解釋をとる學説もあり決定せず果ては金錢の支拂を目的とし取引の手段的方法に過ぎぬ手形に於ては商法第七十六條の如きは適用されぬものと解すべしとの議論さえ生ずる現状にある、但判例は此無効説を固守し變更せざるかに認めらるゝ故注意するが肝要である。

## 五 手形上の權利保全

(1) 手形上の法律關係は手形證券に署名又は記名捺印することに依る手形行爲に基き發生し此證券の流通に依り開展するものであれば手形法は其形式を限定し責任の範圍を確定すると共に手形の所持人に對し其權利行使の方法を嚴重にし適法

の権利行使を怠るか、又は権利行使の結果不満足の状態を現出するとき拒絶證書と謂ふ一定の公正證書に依つて其結果を證明せねば制裁として共有する手形上の権利を喪失せしめる、從て適法に手形上の権利を行使すること、拒絶證書の作成とは手形上の権利を保全し依然權利者たる地位を存続せしめるに必要な方法である。

(2) 手形は呈示證券であれば手形の所持人が其権利行使として手形金の支拂を求め、るにも引受又は参加引受を求め、るにしても必ず當の相手方に對し手形を提出して請求すべきで、其要求が支拂又は償還を求め、るものであれば之を支拂又は償還を求め、る爲めの呈示と稱し、引受又は参加引受を要求するのであれば引受又は参加引受を求め、る爲めの呈示と謂ふ、換言すれば手形の形式上支拂の衝に當たる者は所持人の呈示に應じて手形と引換に支拂へば足り、支拂人豫備支拂人等が引受又は参加引受を爲すにも亦所持人の呈示ありたるときのみ引受又は参加引受を爲せば足り、但裏書禁止手形の債務者は所持人の呈示を俟たず進んで其支拂を爲すべきものであれば此支拂請求には所持人権利行使として呈示の要無しと謂はれ、裁判上支拂

又は償還を請求し判決に依り強制執行を爲すとき亦同一と謂はれるが、裁判上原告が賣掛代金の請求を爲すとき原告を手形債務者とする手形を所持する被告の如きが其手形債權を以て相殺を主張し賣掛代金の消滅を謀るには豫め手形を原告たる債務者に交付し置かねばならぬと謂はれる。

(3) 手形の呈示には時期、場所及び相手方の三者につき觀察することが必要である、而して呈示の時期及び相手方の詳細は第二章以下に説明すべく既に呈示と謂ふ以上直接當の相手方に面會し本人に手形證券を提出して一定の要求を爲すべきが當然であるが、例外として本人の不在其他に依り之に出會はぬときは若し面會すれば直ちに手形を提出し得る準備を爲し置けば呈示あると同一に認められ又本人に代はり本人の爲めに手形の呈示を受け之に相應する處置を爲し得る者に手形を提出するときも亦適法の呈示となる、例へば支拂場所甲銀行たる手形を甲銀行現に所持するとき本人來行せざる如き或は支拂人乙銀行たるとき其銀行の爲替係に手形を提出する如き總て呈示として有効である、而して本人死亡後の呈示は相手方が債務

者たるるときは債務者で無く單純に支拂關係者として手形に記載されあるに過ぎぬときとを區別する必要あり、最も死亡後尙本人に出會ふ能はずとして拒絶證書を作成して呈示あつたと同一効果を生ぜしめ得るが相手方債務者たるときに限り其相續人に呈示することも亦有効である。

(4) 呈示の場所に就ては手形法に規定ありて、手形の引受又は支拂を求むる爲めにする呈示、拒絶證書の作成其他手形上の権利の行使又は保全に付き利害關係人に對して爲すべき行爲は其營業所、若し營業所なきときは其住所又は居所に於て之を爲すことを要す、但其者の承諾あるときは他の場所に於て之を爲すことを妨げず、利害關係人の營業所、住所又は居所が知れざるときは拒絶證書を作るべき公證人又は執達吏は其地の官署又は公署に問合を爲すことを要す、若し問合を爲すも營業所、住所又は居所が知れざるときは其役場又は官署若くは公署に於て拒絶證書を作ることを得と爲し、原則として呈示の場所は相手方の營業所、營業所無きときは其住所又は居所が決定の権利行使又は保全の場所となり例外として相手方の承諾あるとき他

の場所となる、而して此例外の場所として通例手形に記載されるものは支拂場所である。

支拂場所は手形金の支拂に關する事項を取扱ふ場所として手形に記載された場所であれば此記載ある限り引受を求むる呈示を除き、支拂を求むる呈示及び支拂に關連する拒絶證書作成には此場所が法定場所と同一となる、然かも支拂場所株式會社甲銀行神田支店と謂ふ如き記載あるときの甲銀行は法人として其人格を表示されたもので無く此法人の營業所ある場所を支拂場所と定めたと謂ふ意味であれば、如之き記載ある手形の所持人が其銀行に手形を呈示するも支拂關係者他にある限り適法の呈示とならぬ道理で此銀行所在場所で其支拂關係者に呈示すべきを本則とする、從て後日其銀行の營業所が神田から日本橋區に移轉したとき日本橋支店に呈示すれば呈示の場所不適法となり呈示の効力を生ぜぬ、但約束手形の振出人が支拂場所として或る銀行の營業所を記載する如きは支拂期日に振出人が其支拂場所である銀行營業所所在場所に到つて呈示を受け支拂をするとの意味で無く其銀行

との當座取引に依り銀行で呈示を受け銀行が振出人を代理して支拂を爲すべき振出人對銀行との協定あるに依り其銀行の營業所を支拂場所と記載するものであれば其場所變動せぬ限り其銀行に呈示しても差支へ無しと思ふ、但手形上の支拂場所が沼湖と變じても尙支拂場所の記載無きものと爲さず其沼湖に於て手形を呈示すべく他の場所に於て呈示すれば呈示としての効力無しとする判例がある、而して所持人が適法の時期、場所に於て有効に手形を呈示することは手形上の權利行使の方法であつて之を怠れば後述する適法に拒絶證書を作成せしめぬときと同一に手形上の權利を失ふに至ることあれば特に留意するを要す、然かも著者の狭き見聞の範圍に於てさえ某公證人拒絶證書を作成するに當り呈示の場所を誤まりし爲め所持人裏書人に對する手形上の權利を失ひたる實例がある、即ち振出地東京市支拂場所某銀行新宿支店と記載ある約束手形につき公證人其銀行新宿支店に於て呈示を爲すも本人に出會はざりし旨の拒絶證書を作成し其作成場所が明かに其銀行支店所在地とあり、然かも其新宿支店は従前新宿が四谷區に編入される以前より同一場所

に存在し現在は四谷區新宿内に在らず市外なるに不注意にも振出地内の支拂場所として適法と考へ其銀行に呈示せる故結局無効の呈示となり拒絶證書効力を生ぜぬに至つたのである、而して如之き殆んど稀有の事實なるべきも大に注意を要することと思ふ。

(5) 拒絶證書と謂ふのは手形の所持人が手形上の權利を行使したこと又は手形上の權利を喪失せぬ爲めに必要な行爲を爲したこと、其結果とを總ての利害關係人に對して證明する唯一の公正證書で其記載方式一定する所謂要式證書で其記載方式又は作成方法を誤まれば拒絶證書としての効力を發生せぬものである、最も呈示其他の行爲と行爲の結果とを證明する唯一の公正證書であるとのことは總ての利害關係人に對して謂ふものであつて或る特定關係者に對し唯一の證明材料であるとのことでは無いのである、從て例へば支拂拒絶證書の作成を免除する手形債務者に對しては拒絶證書を作成せしめんでも手形上の權利を適法に行使したこと及び其結果如何を證明し得る、而して拒絶證書の作成は手形所持人の請求に依り公證人

又は執達吏之を作成するもので作成費用は請求人の負擔であり將來償還請求額の一部となる。

拒絶證書には多くの種類があり大凡如次。

- A 支拂拒絶證書
- B 引受拒絶證書
- C 日附拒絶證書
- D 擔保拒絶證書
- E 複本返還拒絶證書
- F 原本返還拒絶證書

支拂拒絶證書は手形の所持人が適法の時期及び場所に於て適法に手形を呈示して手形金の支拂を求むるに不拘其全額支拂を得ぬとき此呈示と支拂無かりしことを證明し以て手形上の權利を保全する爲めに作成されるもので手形取引に於ては最も實用多きものである、而して此證書の作成のみは特約に依り免除し得る許り

で無く手形に支拂拒絶證書作成を免除する旨を記載した債務者に對する關係に於ては總ての所持人其作成を爲さぬも之が爲め不利益を受けぬ、即ち事實上適法に呈示あらば夫で足りる、而して此點につき手形法は手形の所持人が支拂拒絶證書を作らしめざりしときと雖も其作成を免除したる者に對しては手形上の權利を失ふこと無く所持人が支拂拒絶證書を作らしめたるときは其作成を免除したる者と雖も其費用を償還する義務を免がるゝことを得ず、支拂拒絶證書の作成を免除したる者に對しては所持人は支拂拒絶證書作成の期間内に支拂を求むる爲め手形を呈示したるものと推定すとの規定を設けてをる。

(6) 拒絶證書には左の事項を記載し公證人又は執達吏署名捺印して之を作る。

- 一 拒絶者及び被拒絶者の名稱。
- 二 拒絶者に對する請求の趣旨及び拒絶者が其請求に應ぜざりしこと、拒絶者に面會すること能はざりしこと又は其の營業所、住所若くは居所が知れざりしこと。

- 三 前號の請求を爲し又は之を爲すこと能はざりし地及び年月日。
- 四 法定の場所外に於て拒絶證書を作るときは拒絶者が之を承諾したること。
- 五 参加引受又は参加支拂あるときは参加の種類及び参加人並に被参加人の名稱。

六 拒絶證書作成の場所及び年月日。

同一手形の數人の債務者に對して手形上同一の請求を爲すべきときには同種類の拒絶證書は單に其一通を作成すれば足り、支拂拒絶證書の作成は手形又は附箋に依つて之を作り手形の數通の複本又は原本と謄本とを呈示して支拂拒絶證書を作成すべきときは其一通の複本若しくは原本又は附箋に依つて之を作れば足り他の複本又は謄本に其旨を記載すべきである、而して支拂拒絶證書を除く他の拒絶證書は手形若しくは其謄本の寫本を作り此寫本又は附箋で作成すべきで、手形、複本、原本或は手形の寫本又は謄本の寫本に依り拒絶證書を作るときは其裏面に記載した事項に接続して記載することが必要であり附箋に依るときは公證人又は執達吏其接目に

契印すべきである。

公證人又は執達吏が拒絶證書を作つたときは其謄本に左の事項を記載し之を其役場に備ふることを要す。

A 手形金額

B 振出人、支拂人及び受取人の名稱

C 振出の年月日

D 満期日及び支拂地

E 支拂擔當者、豫備支拂人又は参加引受人あるときは其名稱

拒絶證書が滅失すれば利害關係人は其謄本の交付を請求し得此謄本は原本と同一の効力がある。

## 六 手形關係の消滅

(1) 手形上の法律關係は手形の所持人が満期日に手形金全額の支拂を受けるに依



り全く消滅する許りで無く手形上の権利行使を怠り権利保全手續を全ふせぬか又は消滅時効の完成に依つても消滅する、而して手形金の支拂には手形の満期日又は其後休日を算入せぬ二日間内所謂支拂拒絶證書作成期間内の支拂と此期間經過後に於ける手形金、利息及び費用の償還とある。

(2) 手形金の支拂を爲す者には手形債務者と債務者に非ざる支拂關係者とある、而して支拂を請求する手形の所持人は此等の者に手形を呈示して支拂を受くべきであつて現に手形を所持しても真正の権利者又は其代理人で無ければ手形金の受領を爲し得べきに非ざるが往々此等の者が支拂を受け又は偽造手形の支拂あるとき此支拂受領が如何なる効力を有するかの問題を生ずる。

手形債務者其他支拂關係者が支拂を求むる爲めの手形呈示を受け手形と引換に現に支拂を爲すに當つて支拂請求者たる所持人の形式的資格、實質的真偽及び署名捺印を調査し得るや如何、民法に依れば指圖債權又は記名持參人拂債權の債務者は證券所持人及び其署名捺印の眞偽を調査する權利あるも其義務無きを以て調査せ

ぬ爲め真正の権利者に非ざる請求人に支拂ふても其支拂は有効となり債務者債務を免がれるが、其債務者が現に支拂を請求する者が権利者に非ざるか署名捺印の眞正に非ざることを知り又は非常の不注意で此等のことを知らず支拂へば其支拂は無効となり後に真正の権利者に再び支拂はねばならぬ、而して手形法には此點に關し何等規定する所無き故此民法規定に従へば現に支拂を爲す者は其債務者たる支拂關係者たるに過ぎぬとを論ぜず支拂を求むる手形の所持人が實質上權利者であるや署名捺印が眞正なるか虚偽なるかを調査する義務無く、單に手形の形式上權利者たる地位にある限り之に支拂を爲せば足りるものと謂はねばならぬ、最も振出偽造の手形に就て支拂を爲すも偽造された振出人に對する關係に於ては有効の支拂となること無く、爲替手形又は小切手の支拂人其偽造手形の支拂を爲すことに依り後日偽造された振出人に對し資金の供給を求め得ぬ、之れ前示民法の規定は眞正に成立した債權に就て調査の權利義務を定めたのであれば全然之と別箇に解釋されねばならぬ、而して裏書禁止手形は其手形上の權利が指圖債權では無く指名債權

であれば此民法の規定を適用し得ず必ず真正の権利者にのみ支拂ふときに限り支拂となるを謂ふが亦形式上適法の所持人に非権利者たるを知らず支拂へば債権の準占有者に爲した支拂として有効であるとも謂はれる。但此場合準占有者となるかならぬかは一箇の疑問である。尙約束手形振出人及び爲替手形引受人が満期日又は其後休日を算入せぬ二日間内所謂支拂拒絶證書作成期間内に呈示を受けぬとき此期間經過後手形金を供託すれば辨済を爲したものと看做され手形債務を免がるべく供託は供託法に依り供託局に之を爲すべきである。

(3) 法令又は慣習に依り取引時間の定めあるときは其取引時間内に限り請求及び支拂を爲し得るもので且其支拂は手形と引換に非ざれば之を爲すことを要せぬ。従て後述すべき手形金、利息及び費用の償還も亦之に準じ手形、支拂拒絶證書及び償還計算書と引換にのみ償還せば足るが、同時に支拂を爲す者は手形又は償還計算書に支拂又は償還を受けたる旨を請求者に記載せしめ且つ之に署名せしめ得る。而して償還の場合を除き手形金の支拂は全額引受あるときも尙其一部のみをも有効に支

拂ひ得るものであれば然るときは手形の所持人は一部支拂の旨を手形に記載し且つ其手形の寫本を作り署名して之を支拂を爲す者に交付せねばならぬ。反之償還は手形不渡となりたる後裏書人等の第二次債務者に對し支拂無き手形金、利息及び支拂拒絶證書の作成其他諸費用の辨済を請求するに依り第二次債務者が此等金額を支拂ふものであつて此償還を爲した第二次債務者は其手形に尙前者ある限り之に再償還を請求し得る権利者となるものであれば手形の回収を要する關係上一部金額の償還は認められぬ。従て償還の請求を受けた第二次債務者が一部分の金額を支拂へば権利者は正當に之を拒絶し得べく此第二次債務者は遲滞の責任として其全額償還を爲す迄利息を支拂はねばならぬ。

(4) 手形上の権利者が適法に其権利を行使せねば手形上の権利保全を全ふせぬものとして其権利を失ふと謂ふことは既に述べた通りであり其詳細は第二章以下に譲るが此外尙手形上の権利者が或る特定の長き期間其権利を行使せねば其不行使に依る經濟的秩序が確立されるものと認められ所謂消滅時効の完成となつて亦手

形上の権利を失ふに至る。

六二

手形上の権利が消滅する時効の期間には一年と三年との二通りあつて約束手形の振出人及び爲替手形の引受人は手形上第一次の債務者として手形の満期日より三年間支拂の請求を受けぬに依り消滅時効完成して其債務を免がれる、反之裏書人爲替手形又は小切手の振出人及び此等の者の保證人は第二次債務者として一年の時効に依り其債務を免がれる、而して此一年の期間計算は手形の所持人からなれば支拂拒絶證書作成の日より一年であり裏書人又は其保證人が前者に對する關係に於ては自己が後者に償還を爲した日より一年である。

手形上の権利者が手形上の権利を行使するには原則として相手方に手形を呈示して請求を爲すべきものであれば、單純に人又は書面に依つて請求しても権利行使とはならず其例外は僅に訴訟上の請求に限る、而して時効期間經過前に適法に手形上の権利を行使すれば既に開始した時効期間の進行は中絶し所謂中斷となり其行使後改めて更らに期間が計算されることになるものである、例へば大正十五年十月

八日から時効期間が進行して將に一年又は三年の期間満了せんとするとき適法の権利行使あれば其行使後改めて進行を開始し其行使の日が大正十六年九月十日であれば十一日から計算して翌大正十七年九月十日の満了で一年の時効完成となる、而して此時効中斷となる事實は裁判上の請求、假差押、債務者の債務承認及び催告等であるが裁判外の催告は六ヶ月内に裁判上の請求又は假差押等をなさぬ限り全く中斷の效力を生ぜしめ得ぬ。

消滅時効の完成とは前示期間権利者の権利不行使に依り権利を失ふに至ることであるが時効は當事者が之を援用せぬ限り裁判所は之に依つて裁判を爲し得ぬ制限あれば裁判上の請求あるとき債務者が時効に依り債務の消滅したことを抗辯せねば其債務を免がれ得ぬ。

(5)手形上の権利者が手形上の権利保全手續を講ぜぬか又は権利不行使に依り消滅時効の完成あれば全般的に又は部分的に手形上の権利を喪失するに至るが、此場合手形法は當時の手形所持人に對し一定の範圍に於て其損害を回復せしめる方法

六三

を講じ利得償還請求権を賦與する、即ち手形上の権利が時効又は手續の欠缺に因つて消滅したとき所持人は其手形の振出人又は引受人に對し手形の振出或は引受に依り收受した利益の限度に於て償還を請求し得る、而して此利得償還請求権は手形上の權利消滅を條件とするものであれば手形債務者甲に對する手形上の權利を失ふても同一手形の乙債務者に對する手形上の權利現存する如きときは此權利發生せず總ての手形債務者の債務消滅したときに於てのみ所持人此權利を有するものと思ふ。

手形に依り手形上の請求を爲す所持人は形式上所持人たる地位にある限り他に何等證明材料無くして手形金の支拂を請求し得るに反して利得償還請求権を行使するに當つては、此權利者は振出人又は引受人等の義務者が振出の對價として金何程を受取りとか或は引受に依り支拂資金何程を受けしとか負擔せる債務額何程を之に依り免がれたとか請求の相手方たる振出人又は引受人が振出又は引受到依り受けた積極的又は消極的利益あること、其數額とを證明し此數額の範圍だけ請

求し得るに止まる。

利得償還請求権は手形上の權利で無く却て手形上の權利喪失に依り手形法に基き發生する權利であれば商行為に依る債權と認め得ぬを以て民法上普通債權の消滅時効である十年の消滅時効に依り消滅すべきものと解するが反對に商行為に依る五年の時効に依り消滅すると解釋する學說もある。

## 第二章 約束手形

六六

### 一 約束手形の振出

(1) 約束手形は其證券上の署名者である振出人が手形金支拂の第一次債務者となる手形であつて其關係者は振出當時其最も簡単な形式に於ては發行者たる振出人と之に對する手形上の權利者として受取人の二人格者あれば足り、稍や複雑の形式としては保證人あり其最も複雑な形式を呈するのは此振出人に代はり手形金支拂事務を處理すべきものとして支拂擔當者の記載ある約束手形である、而して受取人が手形證券上特定の甲某と謂ふ如くに記載されぬ無記名式及び記名持參人拂式手形は手形金三十圓以上に限り約束手形として效力を有すべく、受取人特定する記名式手形は金額の多寡に制限無く發行され得、且つ手形金如何に關係無く常に金三錢の收入印紙を貼付し振出人消印すべきであるが此違反は單に印紙税法上の制裁あるに止まり手形の效力には影響せぬ。

手形を了解する便宜上約束手形と爲替手形及び小切手とを其形式上の相違に依り區別すれば爲替手形と小切手とは最少限に振出人、受取人及び支拂人の三人格を要し約束手形の振出人が手形金の支拂を約束する形式を備えて第一次債務者となるに反して、爲替手形と小切手とは支拂人に手形金の支拂を委託する形式を有し自らは第二次債務者となること、約束手形には振出地の記載を必要とするに不拘爲替手形と小切手には却て支拂地の記載を要件とすること、爲替手形は手形金額と受取人の記載との間に約束手形と同一の制限あり且つ同額の收入印紙の貼付消印を要求されるに反して小切手は常に満期日の記載無く且つ其記名式たると無記名式たると果た記名持參人拂式たるとを論ぜず自由の金額を小切手金額と爲し得ることの如き其著るしき相違點である。

(2) 正規の形式を有する約束手形を振出さんとするには先づ形式上約束手形證券の作成を要し左の要件記載と振出人の署名あるとき其證券は約束手形となる、而して白地約束手形の振出は其最も極端の場合を想像すれば振出人の署名のみにて足

り次の要件記載は之を他人の追完補充に俟つものであるが、何れにするも結局次の事項具備さるゝに依り約束手形となり手形關係發生する。

手形法は其第五百二十五條に約束手形には左の事項を記載し振出人之に署名することとを要すと規定し一乃至七の事項を掲げるが署名と此七事項の全部充實したときに限り約束手形と爲るものに非ずして絶対的必要事項と双對的必要事項とあり双對的必要事項は之を缺くも約束手形の成立を害せず、満期日の如き手形法の規定に依り之を補充し得るものであるが以下順次此等の事項を説明する。

A 其約束手形たることを示すべき文字

證券の性質を一目判然たらしむる爲め其證券が約束手形であることを示すに足る文字の記載を要求し之に相應する約束證書の如き文字の記載でも敢て差支へ無しと謂はれる。

B 一定の金額

手形金は一定不動たるを要し手形の流通中金額に動搖を生ずべき方法に依る

利息記入の如きは認められず反之満期日迄の利息額計算上確定する如き方法なれば利息の記入も有効である、而して金額の一定を害する利息の記載ある爲め全體として手形金額不定なれば手形無効となるが通例は如之き場合利息の記載のみを無効とし有効の手形と認められる。

手形金額を表示する方法には制限無きを以て其一定を害せぬ限り内外國の通貨は勿論特殊貨幣に限定するも自由であるが手形の數ヶ所に相違する金額記載あれば手形の主要部分に記載された金額が其手形金額となる。

C 受取人の名稱

手形法は或る人格者を表示すべきときには常に氏名又は商號と規定するが敢て之に限定されるもので無く其人を表はし得るものであれば足りる故通稱又は雅號の如きも其人の表示となり要は其人の名稱あれば足りる。

手形の受取人としては甲某殿又は株式會社甲殿等記載されるが通例であるが時に此記載を缺くことがあり之を無記名式手形と稱し記名式と區別すると共

に記名式と無記名式との混合するものを記名持参人拂式と謂ひ既に述べた如く此兩式の約束手形は金三十圓以上の手形金たるときに限り效力あり、無記名式と記名持参人拂式とは同一の效力を有するのであるが無記名式は裏書を爲さず其手形を單純に讓受人に引渡す所謂引渡讓渡の方法で讓渡されるが、記名持参人拂式は記名式の如く裏書に依り又無記名式の如く引渡讓渡に依つても讓渡され得る。

數人の受取人を手形に記載する如きことは稀であるが若し選擇的に甲又は乙と記載すれば甲も乙も單獨に受取人として手形上の權利を有し之を行使し得るも並記的に甲及び乙と記載すれば此兩人は其共同權利者となる。

#### D 單純なる支拂の約束

手形は無因證券であれば振出人が手形金を支拂ふ旨を形式上手形に記載するに當ては單純に支拂の約束文言を記載すべきで、他の事項と關連してのみ支拂を爲すと謂ふ如き條件を記載することは許されず所謂條件附支拂約束あれば

其條件が無効と認められるか又は其手形が無効となる、最も手形法で認める手形と引換に支拂ふと謂ふ如き記載は當然有效である。

#### E 振出の年月日

振出の日附を手形に記載すべきことは特に説明を要せぬことと思ふ。

#### F 一定の満期日

満期日に四種あり之に依り定日拂、一覽拂、日附後定期拂及び一覽後定期拂の四種態様の手形あることは既に説明した通りである、而して手形に満期日に記載することは要件では無く此記載を缺けば手形法上其手形は一覽拂となる。

満期日として不定の日時を記載するか又は割拂の記載を爲したとき其效力如何に就ては争ある、不適法の満期日は結局無効であり無効の満期日を記載することは満期日の記載無きものと同一に看做し得るを以て如之き手形は一覽拂と認めるのが至當と思ふ、但甲結婚の日を満期日とする如き手形を満期日の記載不適法として手形無効となると解する學説もある。

### G 振出地

七二

手形法には振出地、支拂地又は裏書地の語を使用するが卒然之を見れば其意義全く判明せぬ、而して判例に於ては之を手形の振出、支拂又は裏書を爲す獨立の最小行政區劃を表はす地域と解し市、町、村を謂ふものと爲せば、約束手形に振出地を記載するには形式上其手形を振出した地域と認められる市、町、村を記載すべきである、然かも判例は此地域の記載は端的に市、町又は村を記載せんでも此地域を推知し得るに足る記載あれば差支へ無しと謂ひ、支拂地の記載を解釋するに當つて株式会社深川銀行本所支店を支拂人とする小切手につき之を以て本所區にある深川銀行を支拂人と表示すると同時に此支拂人の肩書地をも記載したものと解し肩書地としての本所は本所區として東京市を推知し得る故株式会社深川銀行本所支店との記載で支拂人としての銀行と支拂地東京市とを表はすとし地域記載に對する從來の嚴格の解釋を捨てた、然かし反之振出地又は支拂地として東京府の如き記載あることから東京市を記載したものと解

することは出来ぬと思ふ、從て約束手形に振出地東京府とあれば正式に振出地の記載無きものとして其手形無効となり振出人手形債務を負擔せぬが若し其振出人が署名に肩書して自己の營業所又は住所等を記載すれば之が振出地となり其約束手形有効となる。

約束手形の振出人は手形金の支拂を爲すべき地域として支拂地を手形に記載し得るのであるが若し其記載を爲さねば振出地が同時に支拂地と爲り此手形の所持人は振出地で手形金の支拂を求め、爲めに手形を呈示すべく、振出人も亦振出地で支拂せねばならぬ、反之振出人特に支拂地として或る市、町又は村を記載すれば其地域内で支拂を求むる呈示及び之に對する支拂を爲すべきである、而して約束手形の振出地は振出人の營業所又は住所の所在地と手形法上看做される。

### H 振出人の署名

振出人が自己の名稱を自筆で表はせば署名となるが他人の代筆又は複寫的方



法で名稱を表はせば記名となり然るときは捺印を必要とする。

振出人は數人たり得此數人は共同振出人として連帶債務者となる。

約束手形振出人は左の事項を任意有効に手形に記載し得るものであつて其記載は何人に對しても亦何人よりも效力を認めらるべき手形法の認める記載である。

### 一 支拂地

手形金の支拂を爲すべき獨立の最小行政地域たる市、町、村。

### 二 支拂場所

支拂場所は現實に手形金支拂に關する事項を處理すべき場所でありて手形金は支拂地で支拂はるべき關係上支拂場所は支拂地内にある場所たるときに於てのみ有効である、而して約束手形には通例支拂地の記載なきを以て支拂場所は支拂地と認められる振出地内に指定されるときのみ有効の記載となる。

支拂場所株式会社某銀行本店又は神田支店とする如き記載は通例見る所であつて如之き場合は此銀行營業所の所在場所が支拂場所となるものたること及

び之に關連する事項は手形上の權利保全に於ける説明參照。

### 三 支拂擔當者

支拂擔當者は手形面上支拂を爲す關係者の營業所又は住所と支拂地と異なるとき支拂地に在つて支拂を爲す關係者に代はり其代理人の地位で現實に支拂事務を擔任すべき關係者である、例へば約束手形の振出人が東京に營業所を有し神戸で手形金を支拂ふ爲め其約束手形に振出地神戸市と記載するか又は振出地東京市支拂地神戸市と記載するとき、若し支拂擔當者を記載せねば此振出人は自ら神戸市に出張して手形の呈示を受け手形金を其地に於て支拂はねばならぬ、從て如之き不便を除く爲め自己と取引ある神戸市内の銀行を指定して之を支拂擔當者と記載すれば其手形の所持人は満期日に其銀行に支拂を求めれば足り振出人自ら神戸に出張するの煩無きを得る。

支拂擔當者を手形に記載することは如之き便宜に基く結果支拂地内にある人格者を支拂擔當者と記載するを要すること尙支拂場所が支拂地内の場所たる

を必要とする同一である、而して支拂擔當者は支拂關係者として手形に指定されるに過ぎず自ら署名すること無ければ支拂義務を負はず従て支拂を爲すと之を拒絶するとは其自由である、反之此記載ある手形の所持人が手形の満期日又は其後休日を算入せぬ二日間に手形を支拂擔當者に呈示して支拂を求めぬか又は支拂無きとき同一期間内に支拂拒絶證書を作成せしめねば手形上の權利保全手續を怠るものとなり、前者即ち裏書人及び振出人に對し手形上の權利を失ふに至る。

#### 四 支拂拒絶證書作成の免除

約束手形の振出人は手形上第一次の債務者であれば原則として満期日より三年の時効に依らざる限り其責任を免がれぬのであるが、唯一の例外として振出人手形に支拂擔當者を記載するとき所持人が前項に説明する如く法定期間内に支拂擔當者に呈示を爲さざるか支拂を得ぬとき同一期間内に支拂拒絶證書を作成せしめぬときのみ手形上の責任を免がれる、従て此場合にも尙其責任を

負擔し且つ所持人に煩雜の手續を避けしめんとすれば手形に支拂拒絶證書の作成を免除する旨を記載すれば足り、此記載ある所持人は支拂拒絶證書を作成せしめんでも法定期間内に事實支拂擔當者に手形を呈示し支拂を請求せること確實なれば手形上の權利を保全し前者たる裏書人及び振出人に對し改めて手形金の支拂又は償還を請求し得る。

#### 五 呈示期間の指定

一覽拂又は一覽後定期拂約束手形の所持人は振出日附より一年内に支拂を求めらる爲め又は満期日確定の爲め手形を振出人に呈示すべきであるが、振出人は呈示期間を一年以内に短縮し得るもので此短縮した任意期間を手形に記載し得る、而して此記載あるに不拘所持人此期間内に呈示を怠るか拒絶證書を作成せしめねば前者に對する手形上の權利を失ふに至る。

一覽後定期拂約束手形の所持人呈示期間内に満期日確定の爲め振出人に呈示すれば振出人は呈示を受けたる旨と其日附を手形に記載すべきで若し其記載

を爲さねば所持人は呈示期間内に拒絶證書を作成せしめ、裏書人に對する手形上の権利保全をなすと共に之に依り満期日計算の基礎を定めねばならぬ。

#### 六 裏書の禁止

手形は記名式であつても裏書に依り譲渡され得るのであるが振出人手形に裏書を禁止する旨を記載すれば最早其手形は裏書の方法に依り譲渡不可能となり裏書禁止手形と謂はれる。

裏書禁止手形の表彰する手形上の権利は民法上指名債権となり債権者特定し其権利の譲渡は譲渡人と譲受人間で譲渡の契約を爲すことに依り権利譲渡となるが、譲渡人が此譲渡の事實を手形債務者に通知するか又は債務者が譲渡を承諾せぬ限り手形債務者に對する關係に於ては譲渡の效力を生ぜぬ、而して此譲渡の通知又は承諾は確定日附ある證書に依らねば債務者以外の第三者に對抗し譲渡ありしことを主張し得ぬものであれば、通例譲渡の通知は内容證明郵便に依り又譲渡の承諾證には公證人の確定日附を求める。

裏書禁止手形の譲渡につき其通知を受けしに過ぎぬ手形債務者は通知を受ける迄に譲渡人との間に生じた事由を譲受人に對抗し支拂を拒絶し得、裏書に依る譲渡あつた場合と大に異なる効果を生ずるのであるが、譲渡を承諾した手形債務者は如之き有利の抗辯を有せぬ故に利益である。

手形の裏書禁止と謂ふことは裏書譲渡のみを禁止するものであつて他の契約に依る権利譲渡をも禁止するものではなく指名債権として前述の如く有効に譲渡し得るとのことは一般的見解であるが著者は之に疑問を挾まぬを得ぬ、何故ならば手形法上記名式手形の譲渡方法は裏書に限り然かも此唯一の譲渡方法を禁止し得ることは當然民法上指名債権譲渡の方法を認めたとの解し得ぬのみならず、却て債権は譲渡し得るを原則とするが當事者が反對の意欲を表明したときは譲渡し得ぬとの民法の規定が適用せらるべきで従て此手形には前述の譲渡は許されぬものと解釋するを正當と思ふが如何。

手形上の記載は總ての場合を通じて三通りに區別し得る、一は手形法上に認める

必要又は任意の記載であつて手形法上の效力を生じ然かも其記載が事實と符合するや否やを問はぬ例へば約束手形を東京に於て振出すに不拘大阪を振出地と記載し架空の人格者を受取人と爲し之に宛て振出すも其手形は有効である、二は手形法に規定なき文言の記載であつて此記載は手形法上の效力を生ぜぬのみで無く其記載が手形の性質と矛盾するときは手形自體を全般的に無効とする、三は手形法に規定なき文言の記載であるが手形の本質と矛盾せぬもので如之き記載は手形法上の效力こそなければ此記載を爲した當事者及び關係者間に於ては特約の表示として效力ある例へば一般的に行はれる小切手の支拂保證の如き好適例である。

(3) 約束手形は叙上の如き記載と署名とあるに依り此處に形式上成立し手形となるを以て此證券に署名に依る裏書保證の如き手形行爲を爲す署名者あれば其署名者は各自獨立に手形債務を負擔するに至るが、約束手形の作成と其振出とは別箇の觀念であれば通例此作成あるのみでは振出人手形上の責任を負擔せぬものと謂はれ此處に紛糾する手形理論の難問題を生ずる。

手形は既に其經濟觀に説明する通り夫自身目的で無く金錢支拂と謂ふ目的を達する一手段に過ぎねば振出人が此手段に利用したとき初めて振出人手形債務を負ふべきであれば如何に流通證券なりとも其本來の目的を越えて第三者を保護する必要無く、從て振出人此手形證券を流通状態に置き當の相手方たる受取人此證券を取得するか又は惡意若くは重大なる過失無く其手形を取得する者あるとき一方振出人手形債務を負ひ他方取得者手形上の權利者となるものと思ふ故に手形を作成するも流通せしめる以前盜取されるか又は遺失したときの如きに於ては全然振出人手形上の責任を負はず支拂の請求に接すれば盜難又は遺失に依り振出無きことを理由として其辨濟を拒絶し得べく、其流通前は一旦作成した其手形の文言を自由に變更抹消し得る。

(4) 約束手形の振出人は其手形に關する法律關係の創造者であつて自ら一方的に手形金支拂の衝に立つ責任者となり所謂第一次の手形債務者と確定する、從て次の内容を有する手形債務を負擔することとなる。

A 手形の満期日前破産の宣告を受ければ所持人の請求に應じ手形金支拂に足る擔保を提供する責任あり、其不能の場合には手形上の権利者たる所持人は裏書人に對し擔保を請求し得る許りで無く手形金を破産債權として振出人の破産財團の配當に加入し得る（擔保の請求及び第三章爲替手形の説明中支拂危険の對策参照）。

B 満期日後支拂地又は支拂地と認められる振出地の營業所、住所、居所又は支拂場所に於て手形と引換に所持人の支拂を求むる呈示に對し手形金全額を支拂ふ責任を有する、但支拂擔當者の記載あるとき所持人手形上の權利保全手續を怠れば此責任を免がれる（約束手形の支拂参照）。

C 支拂拒絶證書作成期間即ち手形の満期日又は其後休日を算入せぬ二日間内に適法の所持人より支拂を求むる呈示あるに不拘其全額支拂を爲さざりしときは、裏書人の如き償還義務者に準じ支拂なき手形金、満期日後現に支拂あるまで年六分の利息及び諸費用の支拂責任がある、最も所持人呈示を怠り後日支拂を

請求せるときに於ては其請求に應じ直ちに支拂を爲す限り利息及び費用を支拂ふことを要せぬ、但支拂拒絶證書の作成を免除したる振出人も所持人之を作成する限り其費用を負擔すべきである（約束手形の支拂及び償還請求参照）。

D 裏書禁止の約束手形振出人は手形金支拂に就き所持人の支拂を求むる呈示を俟つこと無く自ら進んで所持人の住所に到り支拂を爲すべく然らざれば利息支拂の義務ありと謂はれる（前章手形關係の消滅参照）。

約束手形の振出人は支拂拒絶證書作成期間經過後進んで手形金を供託し其債務を免がれ得るが、所持人の權利保全手續を缺くか又は満期日後三年間請求を爲さざることにより其權利を失ふことに基き手形上の債務を免がれしときも爾後全然無責任となるもので無く手形振出に依り利得ある限り所持人の請求に應じ其受けたる利益の限度に於て利得償還義務を有すること既に前章手形關係の消滅末項に説明した通りである、而して以上の如き責任を負擔する振出人も特定又は不特定の請求者に對し或る事由に根據して其支拂を拒絶し得るものであつて此點は後章手形

## 二 約束手形の裏書

(1) 手形は手形金の支拂を求め得る所謂手形上の権利を表彰する有價證券であれば甲より乙、乙より丙へと譲渡され得之に應じて手形上の権利は甲より乙、乙より丙へと移轉する、而して此権利移轉は債權讓渡の方法、相續、會社の合併、裁判上の轉付命令等に依つても行はれるが、手形法は其讓渡方法として裏書及び引渡讓渡を規定し此二方法は他の法律に依るものと方法及び效果に於て大なる相違がある。

裏書とは手形を讓渡せんとする者が適法に署名して裏書人となり手形を讓受人たるべき被裏書人に引渡すに依り手形讓渡となり裏書人は手形債務を負ひ又は手形債務を負擔せず被裏書人手形上の権利者となる所謂署名を要する手形行爲であり、手形を讓渡すに非ず單に手形上の権利を行使して手形金取立を被裏書人に委託する方法としても利用される、而して引渡讓渡とは手形を讓渡さんとする引渡人が

手形を被引渡人に引渡すのみで引渡人は手形上の権利を失ひ被引渡人手形上の権利者となる所謂署名をなさぬ手形行爲である。

手形の裏書及び引渡讓渡は約束手形、爲替手形及び小切手とも其形式全く同一で唯謄本は爲替手形に限る關係上謄本に依る裏書は爲替手形にのみ適用される相違あるに過ぎねば他章に於ては效果の相違點其他の特殊點のみを説明するに止んと思ふ。

(2) 裏書に依つて讓渡され得る手形は記名式手形及び記名持參人拂式手形に限るもので裏書禁止手形及び無記名式手形は裏書に依り讓渡され得ぬ、最も裏書は通例同時に裏書人に手形債務を發生するものであれば裏書人此責任負擔を爲すため無記名式手形にも裏書讓渡行はれ得べしとする學說あれど、裏書本來の目的は記名式手形の讓渡方法なれば當初より特定の権利者を全く限定せぬ無記名式に於ては裏書を爲し得ぬものと思ふ。

手形裏書の方式は如次である。

### A 正式裏書

八六

手形(其謄本)又は補箋(附箋)に被裏書人の名稱と裏書の年月日を記載し裏書人署名する方法で亦記名式裏書とも謂ふ。

### B 略式裏書

手形(其謄本)又は補箋に裏書人署名する方法で無記名式亦は白地裏書とも謂ふ。

### C 中間形式の裏書

記名式裏書に裏書日附を缺くか無記名式裏書に裏書日附を記載する裏書は通例違式として無効と謂はれる、乍然無記名式裏書は記名式裏書を簡略し得る最少限を定めたものと解すれば如之き中間形式の裏書も有効なりと解し得る。裏書人は裏書に当たり次の事項を任意有効に記載し得其効力は何人に對しても完全に發生する。

#### 一 裏書地

裏書を爲した獨立の最小行政地域である、市、町又は村であつて通例裏書人の肩書地として營業所又は住所の記載あるとき其市町村が裏書地となり、裏書地の記載あれば手形不渡の場合償還請求の通知を受ける便宜がある。

#### 二 支拂拒絶證書作成の免除

手形が満期日又は其後休日を算入せぬ二日間内に支拂はれぬとき所持人支拂拒絶證書を此期間内に作成せねば前者に對し手形上の權利を喪失するものであるが、支拂拒絶證書の作成免除者に對する關係に於ては其作成無くして手形上の權利保全せられること既に振出に説明した通りである、而して何の意味か判然せぬも往々裏書人署名後手形欄外に捺印を爲すことあり後日此捺印が支拂拒絶證書作成免除の文言記入に利用されることを耳にするを以て注意せねばならぬ。

#### 三 手形上の責任を負はざる旨

此記載を爲す裏書を無責任又は無擔保裏書と謂ふ。

#### 四 裏書の禁止

八八

此記載を爲す裏書を裏書禁止裏書と謂ひ此裏書人は直接の被裏書人に對してのみ手形債務を負ふ。

#### 五 取立委任の目的

此目的を附記する裏書を取立委任裏書と謂ひ被裏書人は裏書人の代理人として手形金取立に關連する一切の處置を爲し得裏書人は當然手形上の責任を負擔せぬ。

#### 六 支拂地に於ける豫備支拂人

手形上の参加参照。

裏書は叙上の如き形式を有するもので手形譲渡又は手形金の取立委託を目的とするものであれば當然別人格者間に於てのみ行はるべきで同一人間には裏書成立せぬものと謂はねばならぬ、従て本店支店間の裏書の如きは意味を爲さず無効である、但同一人格者間でも一方は商號他方は氏名等で記載され外觀上別人と判断され

得るときは形式上其裏書は有効となる。

裏書人及び被裏書人は同時に數名たり得るもので裏書人數名あれば連帶債務者となる。

(3) 裏書は手形譲渡の方法なれば手形が轉讓する限り一箇の手形に就き多數の裏書あるべく第一裏書第二乃至第三裏書と謂ふ如く區別し得る、而して其箇々の裏書が方式完全しても記名式又は記名持參人拂式手形の受取人と手形に表示された権利者が第一裏書の裏書人として第一裏書を爲し、此裏書の被裏書人が次で権利者として第二裏書の裏書人となり第二裏書を爲す如くに、手形の形式上順次の手形上の権利者に依り裏書が次第に行はれた外觀を呈せねばならぬ、換言すれば裏書連続するとき最後の被裏書人其他の所持人手形上の権利を行使し得るものであつて裏書連續を缺く手形の所持人は手形上の権利者とならぬ、而して此意味に於て裏書は手形上の権利者たる資格を相手方に授與する效力ありと謂はれる。

裏書連續の存否は全く署名の形式に於て謂ふものであつて實際の如何とは没交



涉である、即ち手形の形式上受取人甲から其手形が乙に裏書され乙から丙に裏書された如く多少の誤字脱字あるも前後を通じて順序正しく裏書されたものと外観上判断されるとき裏書連続ありと謂はれる、圖解すれば如次。  
手形の受取人甲が第一裏書の裏書人となる關係上

|                                            |                                           |                                            |
|--------------------------------------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 表面の金額 乙 殿又は同人指圖人に御支拂相成度候也<br>昭和2年1月5日<br>甲 | 表面の金額 丙 殿又は同人指圖人に御支拂相成度候<br>昭和2年2月4日<br>乙 | 表面の金額 丁 殿又は同人指圖人に御支拂相成度候<br>昭和2年3月10日<br>丙 |
|--------------------------------------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------|

裏書連続上略式裏書あるときは其手形の所持人は自己を其被裏書人と記載し次で裏書を爲し以て的確に連続の形式を具備せしめ得るが敢て此舉に出でずとも略式裏書の次に裏書あれば此裏書人は前行する略式裏書に依り手形を取得したものと看做され此間當然裏書は連続するものとなり、抹消した裏書あれば裏書連続上其記載なきものと看做されて亦連続の有無判断せらるべきである、而して裏書連続は形式上のものなれば署名に偽造あるも差支へ無きと共に假令同一人でも第一裏書の被裏書人として甲の名稱で表示された権利者が第二裏書を爲すに當り乙の名稱で署名すれば別人と判断され連続を破ることとなり、裏書年月日の逆記も亦同様と思ふ。

(4)裏書は手形の讓渡裏書と手形金取立委任の裏書とに二大別し得ると共に讓渡裏書は裏書人に手形債務を發生するものと發生せぬものにも區別し得る、而して民法の原則から謂へば手形債務者が其手形を取得すれば手形關係は消滅するものとなるべきであるが、手形法は此原則に反して振出人、引受人又は裏書人が裏書に依

り手形を譲受けたときは更らに裏書に依り之を譲渡し得るものと規定し戻裏書と謂はれる次に各種裏書につき其効果を説明する。

一 譲渡裏書

A 支拂拒絶證書作成期間経過前の裏書

普通一般の裏書は此種の裏書であつて裏書人手形債務を負ひ被裏書人手形上の権利者となる。

B 無擔保裏書

裏書人裏書に際し手形上の責任を負担せぬ旨を記載すれば單に手形譲渡のみ行はれ被裏書人手形上の権利者となるも裏書人手形債務を負担せぬ。

C 裏書禁止裏書

裏書人裏書に當たり爾後裏書を禁止する者を記載するときは此裏書人は其裏書の被裏書人に對してのみ手形債務を負ひ被裏書人手形上の権利者となる、而して此被裏書人は尙其手形を裏書に依り譲渡し得るが爾後の譲受人は

裏書禁止裏書の裏書人に對し手形上の権利を有せず他の債務者に對してのみ手形上の権利を有することとなる。

D 支拂拒絶證書作成期間経過後の裏書

手形の満期日又は其後休日を算入せぬ二日間を経過した後の裏書は亦期限後裏書とも謂はれ裏書人手形債務を負担せず其被裏書人は裏書人の有した手形上の権利のみを譲受けることとなり爾後の譲受人皆同一である。

期限後裏書の被裏書人が裏書人の有する権利のみを取得することとは解釋上學說別かれてをる然かし手形債務者が裏書人に對抗し支拂を拒絶し得る事由あるときは之を其被裏書人に對抗し亦支拂を拒絶し得ることに就ては異論無し、而して手形債務者が裏書人と通謀して署名を爲し所謂虚偽の意思表示として其手形行爲無効となり本來其手形署名者例へば振出人振出責任を負担せぬときも民法の規定に依れば此事實を知らぬ第三者に對しては其署名者手形債務を負ふべきであり、手形法上に於ても惡意又は重大なる過

失無くして手形を取得した者は同時に手形上の権利を取得し被裏書人権利者となる如くであるが、著者は此場合には前示の結論と反対に其被裏書人は尙裏書人と同一権利者となるべき關係上其手形署名者たる振出人は虚偽假裝の署名として責任無きことを抗辯し得此被裏書人は手形上の権利を此振出人に對する關係に於ては取得せぬものと思ふ。

## 二 取立委任裏書

### A 取立委任裏書

裏書人手形を譲渡すに非ず單に手形金の取立を委託するに過ぎぬときは此目的を附記して裏書すべく之を取立委任裏書と謂ふ。

取立委任裏書の被裏書人は亦同一目的を以て更らに裏書を爲し得此目的を附記するを本則とするが目的附記無くとも同一目的の裏書と認められる。取立委任裏書の被裏書人は手形を譲受くるに非ず單に其取立を委託されしに過ぎぬば獨立の権利者となること無く裏書人手形債務を負擔せず而して

此被裏書人は手形金取立に關する裁判上及び裁判外一切の行爲を其代理人として爲し得るものであれば拒絶證書の作成を公證人又は執達吏に委任し爲替手形に於ては支拂人に其引受を求めるとも出来る。

### B 信託裏書

取立委任の目的で然かも譲渡裏書を爲すときの如き信託裏書と謂はれる、信託裏書に於ける被裏書人は手形上の権利者となり裏書人手形債務を負擔する外觀あるも双互の間に於ては被裏書人單に権利者たる地位に於て裏書人の爲めに其権利を行使するに過ぎぬば裏書人は此被裏書人に對しては手形債務を負擔せぬ、但此手形が更らに第三者に譲渡され其第三者此間の事情を知らねば此第三者に對し裏書人手形債務を負擔することとなる。

取立委任裏書に依る被裏書人に對しては手形債務者其裏書人に對抗し得る事由を被裏書人に對抗し以て支拂を拒絶し得べきは此被裏書人が裏書人の代理たる關係上問題無きが、取立委任の爲めの信託裏書あるときは如何、判例

に依れば裏書人對被裏書人間で手形讓渡の意欲無く單に裏書に依つて被裏書人に手形上の権利を行使する權能を授與せんと欲したに過ぎぬときは手形上の権利は依然裏書人に殘存するを以て被裏書人は自己の名儀で其手形を占有し自己の名を以て手形上の權利を裁判上又は裁判外行使するのみであれば手形債務者は裏書人に對抗し得る抗辯を被裏書人に對抗し得ると謂ふが、現に通常の裏書あるとき之が取立委任の爲の信託裏書であるとのことは手形債務者が立證する責任あり此立證不能なれば被裏書人は獨立の權利者と認められること當然である、而して信託裏書は手形の質入にも亦利用される。

改正前の商法には質入裏書の規定があつたが改正の結果削除され記名式手形の質入につき議論を生ずるに至つた、民法債權質の規定に従ひ手形に質入裏書を記入しても之は手形法に規定無き事項の記載であれば手形上の效力を生ぜず従て手形債務者に對し質權設定を對抗し得ぬとの學説がある、然かし手形法に規定無き事項

の記載が手形上の效力を生ぜぬとのことは明文の通りであるが夫は之に依つて手形法に規定した事項の效力を生ぜぬとのことであつて全然無効なりとは解釋し得ぬ、而して質入裏書に依る質權者は獨立の手形上の權利者となるので無く質入者たる裏書人の有する手形上の權利を質權者として行使するに過ぎず手形債務者は裏書人に對抗し得る事由を質入裏書に依る質權者に對抗し得るものであれば、如之き裏書は手形法に關係無く民法の規定に依り行はれ得るものと思ふ、従て記名式の指圖債權たる手形は質入裏書を爲し之に質權を設定し得質權者は直接之に依り手形金を取立て得、無記名式手形は手形を質權者に引渡すに依り裏書禁止手形は質入者が質權設定を手形債務者に通知するに依り質權を設定し得る。

(5)裏書の方式を實行すること、裏書に依り手形の讓渡又は手形金取立委任の效力を生ずること、は別箇に判斷すべきこと尙手形證券の作成と其振出とを區別すると同一である、裏書人は裏書署名後其手形を尙自己の手に保存する限り自由に其記載又は署名を抹消撤回し得るものであつて裏書の效果未だ發生せぬ、即ち裏書人

が裏書後其手形を流通に置き悪意又は重大なる過失なき手形の取得者あるに至つて裏書の效力を生じ讓渡裏書に於ては通例裏書人手形債務を負ひ自己の手形上の権利は被裏書人に移轉し被裏書人手形上の権利者となる、而して約束手形裏書人の負擔すべき手形債務の内容は如次である。

A 約束手形振出人破産の宣告を受け所持人の請求に應じ相當の擔保を提供せぬとき裏書人は相當の擔保を提供する債務を負ふ（擔保の請求参照）。

B 振出人満期日又は其後休日を算入せぬ二日間内所謂支拂拒絶證書作成期間内に手形金の支拂を爲さぬとき所持人手形上の権利保全手續を講じ償還の請求を爲せば、支拂無き手形金、利息及び費用償還の義務を負ふ（償還の請求参照）。裏書人は手形の第二次債務者であれば約束手形振出人の如く當面の責任を負擔せず振出人の支拂無きとき償還を爲す支拂確保責任者で、手形の所持人が権利保全手續を講ぜぬか一年の時効に依り其責任を免がれ利得償還の義務をも負擔せぬこと既に第一章手形關係の消滅に説明した通りである、而して支拂拒絶證書の作成を

免除せる裏書人は支拂拒絶證書の作成無きも其責任を免がれ得ぬこと支拂擔當者の記載ある手形につき振出人支拂拒絶證書の作成を免除せるときと同一であり、其一年の時効起算の初日は所持人より請求を受けるときは支拂拒絶證書作成の日の翌日であり償還を爲した裏書人よりの請求なれば其裏書人が現に償還を爲した日の翌日である。

裏書人は裏書に依つて手形上第二次債務者となるが此裏書人が其債務を辨済し手形を回收すれば再び手形上の権利者として前者に對し更らに支拂又は償還の請求を爲し得る關係上、手形債務者として擔保の請求を受けた裏書人は亦前者に對し擔保を請求する権利を有する、而して裏書人の此擔保請求權は裏書人が尙裏書後手形上の権利者たるに依り有する権利であるか或は將來自己が後者に償還を爲すに依り再び権利者となることあるべきが爲め此將來の債權擔保としての請求權を有するのであるかは議論あり、其如何に依り裏書人の有せる質又は抵當權等の手形債權擔保が被裏書人に移轉するや否やの問題をも生ずる。

(6) 手形は手形法上裏書又は引渡讓渡に依つて讓渡され得ること既に説明した通りである、而して裏書を爲し得べき手形は裏書を禁止せぬ記名式手形及び記名持參人拂式手形に限るを以て無記名式手形は引渡讓渡に依つてのみ讓渡され得る、加之記名持參人拂式手形及び略式裏書ある手形は裏書に依りても亦引渡讓渡に依つても任意讓渡し得、其引渡讓渡とは手形の所持人が讓受人に手形證券を引渡すのみで他に何等の手續を要せず讓渡の効果を生ずるのである、最も引渡人と被引渡人間に手形豫約あり其豫約の實行として引渡讓渡行はるべきは振出に於ても同様なれど此豫約の有無は直接手形法の關知する所に非ずと解せられる。

手形の引渡讓渡あれば引渡人は全く手形關係より離脱し被引渡人手形上の權利者となり裏書の場合の如く種々の問題を生ぜぬ、而して引渡讓渡が支拂拒絶證書作成期間經過後であれば裏書との權衡上其被引渡人は引渡人の有した手形上の權利のみを取得し手形債務者は引渡人に對抗し得た抗辨を被引渡人に對抗し以て手形金の支拂を拒絶し得るものと思ふ。

(7) 手形債務の發生と手形上の權利取得とは別問題であるが、裏書あるとき裏書人尙手形上の權利を保有し單に手形證券無き爲め其權利行使が停止されるに過ぎず償還に依り手形を回收すれば従前よりの權利が當然に活躍し得るものと爲し、裏書及び引渡讓渡あるとき裏書人又は引渡人が手形上の權利者として有した質或は抵當權の如き擔保權違約金の如き債權は被裏書人又は被引渡人に移轉せぬとの學說の當否如何、此問題は末章手形理論に於て究明さるべきであるが簡單に著者の考を述べれば著者は此學說に反對する。

手形讓渡として裏書と引渡讓渡との相違點は一方が裏書人の署名を要するに他方引渡人署名を爲さぬことであつて之が基調を爲して裏書人に手形債務發生し引渡人手形關係より離脱する結果を招來する、而して手形讓渡と謂ふことが手形證券の所有權讓渡であるか果た手形上の權利讓渡で其結果證券所有權の移轉あるのか議論に花の咲くことであるが、少なくとも手形讓渡として意欲に基き意識的に手形の占有を拋棄するのであれば裏書人及び引渡人は手形上の權利も亦手形證券所有

権をも失ふものと認めるのが正當と思ふ、現に引渡讓渡に於ては此點は問題にならぬ程明白である、然るに裏書の場合に限り問題となるのは彼が手形債務者たるに不拘同時に其前者に對して擔保請求權を有する爲め引渡讓渡と別箇に解釋説明されるに至つたのであるが、元此請求權は裏書人再び權利者として手形上の權利を行使することあるべきを前提するものであれば、將來の債權擔保と判斷して何等差支へ無く現に民法上根抵當の設定を認める、從て裏書の場合も亦引渡讓渡と同一に裏書人は一應自己の有した手形上の權利を失ふものと解し得ると思ふ、而して適法の權利者から適法に裏書又は引渡讓渡に依り手形を讓受けた被裏書人及び被引渡人は民法債權讓渡の規定及び他の有價證券の讓渡に於ける效果とを參酌すれば裏書人又は引渡人の有した手形上の權利を承繼するものと認め所謂承繼取得と解釋し得べく、唯無權利者から惡意又は重大なる過失無く手形を取得するときに限り讓渡人非權利者であれば當然權利者となること無く手形法の特別第三者保護の規定に基き手形上の權利を取得するもので、此場合に限り權利承繼無く却て讓渡人の權利に

關係無く所謂原始的に權利を取得し手形上の權利者となるものと思ふ、最も如斯く解釋すれば裏書人甲が金一萬圓の手形を有し既に半金五千圓の支拂を受けたときにも其被裏書人は金一萬圓を請求し得無より有を生ずる結果となると謂ふが之は抗辯權制限の反射と解して差支へ無く民法上の債權讓渡に於ても亦同様であり敢て此場合にのみ限らぬ。

裏書又は引渡讓渡に於て被裏書人又は被引渡人が前者の權利を承繼するものとするれば裏書人又は引渡人の有した擔保權は手形讓渡と共に從物は主物の處分に從ふとの民法の規定に依り當然手形に伴ひ被裏書人又は被引渡人に移轉するものと謂ふべく、又如之解釋せねば引渡讓渡あるとき引渡人の有した擔保權は引渡人が手形關係より離脱し債務者との間に債權關係消滅する結果全く擔保權も消滅するものと論斷せざるを得ぬに至り不都合の結果となる。

## 三 約束手形の保証

(1) 手形債務を保証する方法には民法上質抵當又は保証人の設定等あり手形法上には公然の保証と隠れた手形保証とある。

手形法上公然の保証とは他人が手形債務者の債務を保証する爲めに手形（其贖本）又は補箋（附箋）に署名する手形行爲であつて此署名者は手形保証人と謂はれ民法上の保証人と異なる責任を負ふ、隠れたる保証とは保証の目的で他の手形行爲を爲し其手形行爲に基く責任を負擔することに依つて間接に或る手形債務者の債務を保証するもので裏書が此目的に利用されることは最も多いのである、即ち他人の振出す手形に裏書を爲し之を其振出人に與え以て振出人の債務を保証し或は先づ裏書を爲して其手形用紙を振出人又は他の裏書人となるべきものに與え保証される者之を手形證券と爲し流通せしめる如き、要するに手形保証以外の白地手形行爲に因り行はれる。

(2) 公然の手形保証は他人の手形債務を保証せんとする者が其手形（贖本）又は補箋（附箋）に署名すれば其方式完全するのであるが保証と他の手形行爲との混同を防がんとすれば保証する趣旨を記載すべく保証される主債務者を明確ならしめんとするならば此主債務者何人なるかをも同時に記載することが肝要である、而して民法上の保証と異なり手形保証は手形金全額に及ぶべきであれば一部保証は認められぬ。

同一手形債務に對する手形保証は數人たり得るものであつて主債務者及び數人の保証人は連帶債務者となる。

手形保証は保証される主債務の實質的存在を必要とせず形式上手形の外觀に於て存在すれば足るを以て主債務が取消其他の理由で無効であつても尙其手形保証は成立する。

手形保証を爲すに當つて主債務者を明示せぬときは何人の爲めに保証あるや不明となるを以て特に其署名の箇所に依り主債務者を限定し得ぬ限り手形法は補充



規定を設け、約束手形の保証は振出人の爲めに行はれたものと看做される故、何人の爲めに保証を爲したか分明で無きとき保証人が裏書人の爲めに保証せるものと謂ふても通らず振出人の爲めの保証となる。

(3) 保証人手形に署名するも其手形を相手方其他に返還し流通せしめ得る状態に至らしめぬ限り自由に其署名を抹消し記載を變更し得るが、署名後任意其手形を自己の手より離脱せしめ他人をして其手形を流通に置き得る状態に至らしめなば手形保証効力を發生し、保証人は主債務者と同一地位に於て同一手形債務を負擔することとなる。

保証人の負擔する手形債務は一面主債務と獨立の地位に於ける債務と認められ他面主債務に従屬するものとも認められる、即ち手形保証は主債務が實質上存在せぬときも形式上存在する限り其主債務の形式的内容と同一内容を有する債務として夫が第一次債務であれば第一次債務を夫が第二次債務であれば亦第二次手形債務を保証人に發生する、而して手形権利者甲に對する主債務が支拂其他の理由に依

り消滅すれば保証債務も亦同一権利者甲に對しては消滅することとなるべく、主債務者に對する辨済の請求、時效の中斷乃至手形上の權利保全手續あれば亦保証債務も其效果を受ける、加之保証人は主債務者の有する債權を以て請求者に對し相殺を主張し其債務の消滅を謀り得るものと思ふ。

(4) 手形保証人其債務を辨済し手形を取得すれば手形上の權利者となり自ら手形上の權利を行使し得る、而して其權利の範圍は他の場合と異なり保証人が債務を辨済した當時の所持人が主債務者に對して有せる權利と主債務者が其前者に對して有すべき手形上の權利に限る、例へば約束手形の振出人甲、裏書人順次乙、丙の二人あり保証人が丙の手形債務を保証せるものなるとき手形の所持人丁の請求に應じ保証人債務を辨済すれば此保証人は所持人丁の地位に於けると同一に主債務者丙に請求し得ると同時に丙の地位に於けると同一に前者たる甲及び乙に對し手形上の權利を行使し得るものなれば、此保証人の請求を受けた主債務者丙は丁に對抗し得る抗辯を對抗し得、其請求を受ける甲及び乙は丙に對抗し得る事由を此保証人に對

抗し以て其支拂又は償還を拒絶し得る。

手形保證人は辨済に依り手形法上叙上の如き権利を與えられ保護せられる許りで無く、手形關係以外一般私法上の關係に於ても保護を受け求償權を行使して保證債務辨済の救済を受け得ること當然である。

#### 四 擔保の請求

(1) 約束手形の満期日前第一次債務者たる振出人が破産宣告を受ければ満期日に於ける完全の支拂は殆んど不可能であり、所持人の請求に應じ手形金支拂に相當する擔保の設定亦當然不可能であれば、如き場合手形の所持人は破産拒絶證書を作成せしめて前者たる裏書人及び其保證人に對し相當の擔保を請求し得、此請求を受けた裏書人は更らに自己の前者に對して相當の擔保を請求し得る。

(2) 約束手形に於ける擔保の請求は殆んど行はれること稀れであつて且つ爲替手形引受人破産宣告を受けたとき所持人が前者に對して擔保を請求するときと同一

條件、同一方法及び同一效果なれば便宜上第三章爲替手形の支拂危險の對策を説明する所に譲る。

#### 五、約束手形の支拂

(1) 手形金の支拂は夫が裏書禁止手形に非ざる限り所持人の支拂を求むる呈示に接したとき之と引換に支拂へば足るのであるが、如何なる者が何時何人に其支拂を求むべきかの點を此處に説明し、呈示の場所及び方法、支拂を爲す者の調査義務及び支拂方法は前章手形上の權利保全及び手形關係の消滅を参照。

(2) 手形金の支拂を求め得る權利者は振出人から手形の發行を受けた受取人及び此受取人から順次適法に裏書又は引渡讓渡を受け或は一般私法上の關係に於て權利者となつた所持人許りで無く、非權利者から其非權利者たるを知らず(惡意無く)且つ其不知につき非常の不注意無き(重大なる過失無く)手形の取得者としての所持人であるが、裏書連續を缺く手形の所持人、偽造者、變造者及び惡意又は重大なる過失

に依り偽造又は變造手形を取得した者は手形上の権利を有せず手形金の支拂を請求し得ぬ。

手形の所持人が手形上の権利を行使し支拂を求めらるに當つては手形を呈示し相手方支拂を爲すときは之を相手方に交付する爲め現に手形を所持することが必要であるが例外として其所持する手形を盗取されるか紛失又は滅失した所持人公示催告の申立を爲し除權判決を得れば其除權判決に依つて直接支拂を請求し得る、而して手形上の権利者は代理人を以ても其権利を行使せしめ得るのみならず拒絶證書の作成を委任された公證人又は執達吏も亦此権利者の爲めに支拂を請求し得。

(3) 約束手形の支拂を請求し得る時期は満期日の種類及び其他に依つて異なる。  
A 定日拂手形は其満期日何年何月某日或は來る地久節と謂ふ如く確定するを以て此の日に初めて支拂を請求し得、裏書人其他に對する關係に於ても有效の呈示となるのは此満期日及び其後休日を算入せぬ二日間内所謂支拂拒絶證書作成期間内である。

B 日附後定期拂手形は振出日附より一定期間の経過する日に初めて請求を爲し得、裏書人其他に對する關係に於ては支拂拒絶證書作成期間内である。

C 一覽拂手形は所持人から支拂を請求したときが即ち満期日となるものであれば其請求を爲し得る日時は限定されず、却て其呈示期間の最長期が振出日附より一年内又は振出人の指定した一年より短かき呈示期間内に定まるを以て此等の期間内に支拂を請求すべきで、裏書人其他に對する關係上も亦此期間内に限る、從て支拂拒絶證書作成期間は此呈示期間と一致する。

D 一覽後定期拂手形に於ては先づ満期日確定の爲め振出日附より一年内又は振出人の指定した此期間より短かき呈示期間内に約束手形を振出人に呈示することを要し、振出人此呈示に接し手形に呈示を受けたる旨と呈示の日附を記載すれば此日より一定期間経過の日が満期日となるを以て、此満期日に初めて支拂を請求し得、裏書人其他に對する關係上は其後休日を算入せぬ二日間内即ち支拂拒絶證書作成期間内であり、振出人呈示を受けらるも呈示を受けたる旨と其

日附を約束手形に記載せぬとき所持人呈示期間内に拒絶證書を作成せしむれば其拒絶證書作成の日が呈示の日となり満期日計算され支拂を請求し得る時期前述する所と同一となる。

約束手形の支拂を求める爲めの呈示につき注意すべきは約束手形の振出人は手形上第一次の債務者であり且つ直接支拂の衝に當るを本則とすれば、定日拂、日附後定期拂及び一覽拂約束手形の所持人が前述支拂拒絶證書作成期間内に振出人に手形を呈示し其支拂を求めぬも所持人手形上の権利を失ふこと無く三年の時効期間内は何時にても振出人に支拂を請求し得べく、唯前述支拂拒絶證書作成期間内に呈示を爲さざるか支拂拒絶證書を此期間内に作成せしめぬとき所持人は裏書人に對する手形上の権利を失ひ、且つ支拂擔當者の記載ある約束手形につき裏書人に對振出人にも手形上の権利を失ふ例外ある、一覽後定期拂約束手形は他の満期日ある手形と異なり満期日が一覽の日より計算される關係上所持人は豫め振出人に約束手形を呈示し一覽せしむるを要し、所持人振出日附より一年内又は振出人の指定せ

る之より短かき呈示期間内に手形の呈示を爲さぬか、呈示するも振出人呈示を受けたる旨及び其日附を手形に記載せぬとき呈示期間内に拒絶證書を作成せしめねば此手形の満期日後支拂拒絶證書作成期間内に全く支拂を求むる呈示を爲さざるときと同一に裏書人に對し手形上の権利を失ひ獨り振出人に對してのみ手形上の権利を行使し得るに過ぎぬに至る、而して所持人満期日確定の爲めの呈示を爲さぬか、呈示するとき振出人呈示を受けたる旨及び其日附を手形に記載せず且つ拒絶證書の作成なかりしときは呈示期間の末日が呈示の日と看做され満期日計算され其満期日後所持人は振出人のみに對し手形金の支拂を請求し得ることとなる、但手形法の明示に根據して一覽後定期拂約束手形の振出人呈示を受けたる旨及び其日附を手形に記載するも尙拒絶證書を作成せしめて呈示を證明すべく其作成を怠れば振出人以外の前者に對し所持人手形上の権利を失ふと解する學者あり、乍然此明文は他の規定と衝突し且つ如之き場合拒絶證書を作成せしめる必要全く無く加之作成方法も存在せぬものと解するを以て此説は誤まると思ふ。

(4) 約束手形所持人の呈示を受け手形金を支拂ふ支拂關係者は振出人及び支拂擔當者である、而して其約束手形に支拂擔當者の記載あれば満期日又は支拂拒絶證書作成期間内に所持人は先づ支拂擔當者に手形を呈示して支拂を求め其全額支拂あれば手形關係全く消滅するも、若し全額支拂を爲さざるときは同一期間内に支拂拒絶證書を作成せしめ以て手形上の權利を保全し次で振出人に支拂を求むるも裏書人に償還を請求するも自由である、而して支拂擔當者の記載無ければ直接振出人に支拂拒絶證書作成期間内に手形を呈示して支拂を求め其全額支拂無きときは同一期間内に支拂拒絶證書を作成せしめて次で裏書人に償還を請求するも振出人に再度支拂を請求するも亦自由で所持人は自己の欲する所を選べば足る。

(5) 支拂を求むる爲め振出人又は支拂擔當者に對し手形を呈示すべき地域と其場所とは既に説明した通り支拂地内に於ける彼等の營業所、住所又は居所であるが手形に支拂場所の記載あり之が支拂地内たる限り此支拂場所に到つて支拂を爲す者に手形を呈示すべきであり、約束手形には通例支拂地の記載無く振出地の記載あれ

ば然るときは此振出地は支拂地となり且つ振出人の營業所又は住所の所在地と看做さるゝ故、此振出地内の支拂場所其他に呈示すれば適法の呈示となる、而して支拂を爲す者は手形の形式的有効無効と所持人の形式的權利者たる地位にあるや否やを調査し之に支拂ふべく、支拂は總ての通貨に依り得る許りで無く外國の貨幣を以て手形金が記載されるときも邦貨に換算して吾國の通貨に依り支拂ひ得る。

支拂擔當者は支拂債務者に非ざる故任意其支拂を爲すとき其金額は手形金全額又は其一部分であるが、約束手形振出人は第一次債務者であれば手形金全額若くは一旦支拂の請求として呈示を受け支拂を爲さず後日更らに支拂を爲すべきときは裏書人の償還金額と同一であつて先きに支拂無き手形金、利息及び拒絶證書作成其他の費用合算額である。

## 六 約束手形の償還請求

(1) 手形の所持人が手形の満期日又は支拂拒絶證書作成期間内即ち満期日後休日

を算入せぬ二日間内に適法に手形金の支拂を求むる呈示を爲すも手形金全額の支拂を得ぬとき、去て手形流通に依り支拂確保の責任を負ふ裏書人又は其保證人の如き第二次債務者に對して其責任を追及することが償還請求であると同時に此第二次債務者が其責任を果たし手形を取得して更らに自己の前者たる第二次債務者に其責任を追及することも亦償還請求である、而して約束手形の振出人又は支拂擔當者に手形金の支拂を求めらる如く其支拂に依つて全手形關係が順當に消滅する場合の請求は支拂の請求であつて償還請求とは嚴に區別せねばならぬ、然かも約束手形の振出人が満期日に呈示を受け支拂を爲さず後日支拂の請求を受けるときは其支拂ふべき金額は償還請求に於ける第二次債務者の償還金額と同一であるが尙之に對する請求は前述支拂の請求で約束手形の支拂となる。

(2) 手形の所持人が第二次債務者に對し償還請求を爲すためには豫め手形上の權利保全手續が講ぜられ所持人第二次債務者に對して依然權利者たらねばならぬ、而して此權利保全は所持人が前述約束手形の支拂に於て説明せる如く適法の時期、場

所に於て手形上直接の支拂關係者に手形を呈示して支拂を求めることであり、且其支拂を得ぬとき適法の期間内に支拂拒絶證書を作成せしめることであるが、支拂拒絶證書の作成を免除した第二次債務者のみに對する償還請求には此證書の作成を必要とせず却て此場合には支拂拒絶證書作成期間内に所持人が支拂を求めらる爲め手形を呈示したものと推定される、而して支拂拒絶證書の作成免除は之を特に手形に記載せんでも相互の特約あれば特約者間に限り其效力を有すべく、支拂を求むる呈示に付ても免除の特約あれば亦其特約者間だけに於ては呈示を要せず手形上の權利保全されると謂はれる。

約束手形に支拂擔當者あるとき所持人適法の時期及び場所で支拂擔當者に手形を呈示し支拂を求むるも其全額支拂を得ぬとき、満期日又は其後休日を算入せぬ二日間内に支拂拒絶證書を作成せしめ手形上の權利を保全すれば、更らに振出人に對し支拂を求むる爲め手形を呈示する必要無く直ちに去て第二次債務者に對し償還を請求し得、此所持人も亦償還を爲して手形を取得した裏書人も手形上の第一次債

務者である振出人及び自己の前者に對し同時又は異時に支拂或は償還を請求し得る。

(3) 償還請求は所持人の手形不渡に依る損害を救済し且つ確保責任を遂行する第二次債務者をも保護して可及的手形關係に關連する經濟上の調和を謀るものであれば、償還を爲すべき手形債務者の利益をも考慮して其突然の追及を免がれしめ償還準備を爲さしめる爲めに手形法は償還請求を爲すべき所持人に償還請求通知書の發送を求め、且つ其手形に豫備支拂人の記載あれば第二次債務者に償還を求むる以前豫備支拂人の支拂を求めることを定め、所持人適法に償還請求通知書の發送を爲さねば償還請求権を喪失せしめぬも利息及び費用の請求権を失はしめ却て償還義務者損害を蒙むることあれば賠償責任を之に課し、所持人適法に豫備支拂人の支拂を求めねば手形に豫備支拂人を記載した裏書人及び其後者に對する償還請求権を喪失せしめる。

償還請求の通知は所持人支拂拒絶證書作成の日又は其後二日以内に裏書地の記載

ある裏書人中形式上最終の署名者たる裏書人に對し其手形の支拂を得ぬことに依り償還の請求を爲す旨を發送することであつて、此通知を受けた裏書人は次で其通知を受けた日又は其後二日以内に同様の通知を裏書地の記載ある形式上自己に最も接近した前者たる裏書人に發送すべく順次此方法を講ずることであり、此通知の形式は限定されぬ故如何なる手形につき償還請求あるかが明白なれば足りる、而して此通知發送期間は支拂拒絶證書作成期間と同様に嚴格なものなれば法定期間經過後に發送するときは償還請求の通知を發したことになる、從て此等の點につき争を避ける爲め手形法は所持人又は裏書人が法定期間内に書面を相手方に發送した事實あるとき其事實に付き通信官署又は公衆通信取扱所の證あるときに限り其書面を償還請求の通知書と推定し之を他の通知なりと争ふ者には立證の責任を課す、而して通例此通知は書留郵便又は内容證明郵便に依るを便利とし之に據る如くである。

所持人又は裏書人此通知發送の順序を誤まり裏書地の記載ある裏書人中に付き

自己に最も近き裏書人に非ざる他の前者に償還請求の通知を發すれば其者の後者に對して發送順序を誤まることに依り生じた損害を賠償する責任を負ひ且つ利息と費用との償還を請求する権利を失ふが前者全員の何れに對しても通知を發送せねば此所持人又は裏書人對前者全員間に同一の關係を生ずる而して裏書人其裏書に際し裏書地を記載せぬときは此通知に付ては問題外に置かれるものであつて通例裏書人の署名に肩書する營業所又は住所の記載中獨立の最小行政地域たる市町又は村が同時に裏書地と認められる。

豫備支拂人に關する事項は約束手形に其記載殆んど無き關係上本章爲替手形及び手形上の參加を説く所に譲る。

(4) 手形の所持人は左の金額に就て償還の請求を爲すことが出来る。

A 支拂あらざりし手形金額

所持人既に一部の支拂を受けたときは其殘額に就てのみ請求し得ることは當然である。

### B 満期日以後の法定利息

所持人が満期日に呈示すると其後休日を算入せぬ二日間内に呈示するとを論ぜず一様に満期日から現實に其債務を果たす迄支拂無き手形金全額に對し年六分の割合に依る利息を請求し得。

此利息は第二次債務者が請求を受け支拂を爲さぬ制裁としてのもので無ければ民法上に謂ふ損害賠償たる利息とは異なる。

### C 拒絶證書作成の手数料其他の費用

拒絶證書作成の手数料は公證人又は執達吏手数料規則に依り一定する而して其他の費用とは償還請求通知の費用償還を求めらる爲めに要した旅費等であるが訴訟費用は訴訟法上敗訴者の負擔と定まるものであれば此外に置かれる。支拂拒絶證書の作成を免除した裏書人も現に所持人其作成を爲したときは其費用を負擔せねばならぬ。

償還の請求を受けた裏書人其請求に應じ償還を爲し手形を回收すれば再び手形



上の権利者となり自己の前者たる裏書人及び第一次債務者たる約束手形振出人に對し支拂又は償還を請求し得るものであり、此裏書人が其前者に對して償還を請求し得る金額は如次。

A 自己の支拂つた金額

B 支拂の日以後の法定利息

C 支出したる費用

償還請求に於ては此請求を爲す所持人又は裏書人は償還義務者である第二次債務者を支拂人として爲替手形を振出し得之を戻手形と謂ひ、償還金額の計算には想像的戻手形の制度行はれるが、共に吾國內に於ける約束手形の取引に實用なければ次章爲替手形の説明に譲る。

(5) 償還請求は振出人破産に依る擔保の請求と共に手形流通に於ける逆流的作用を爲すもので手形上の後者から前者に對して其責任を追及するのである、而して此追及は所謂溯及權の行使と謂はれ、權利者は債務者全員を同時に相手方として請求

し得る許りで無く時を異にして任意の一人に請求することも出来、甲に請求せるのを止めて中途に乙に請求する所謂變更權をも行使し得る、然かも償還は手形、支拂拒絶證書及び償還計算書と引換に爲せば足る關係上現實に償還を爲す者は常に一人である、而して償還金額の支拂は現金を以てする場合のみならず相殺、更改其他一般債務辨済の方法に依り得ること勿論である。

支拂拒絶證書作成以前約束手形を盜取され或は紛失若くば滅失した所持人は公示催告手續に依り除權判決を得ても此權利者は振出人にのみ支拂を請求し得る許りで權利保全手續を全ふし得ぬ結果裏書人に對し償還請求を爲し得ぬが、支拂拒絶證書作成後なれば既に權利保全手續あるものなれば第二次債務者に對し除權判決、支拂拒絶證書の原本又は謄本及び償還計算書を以て償還を請求し得、償還を爲したる者は更らに其前者に對し再償還を請求し得べきである、而して公示催告手續は末章餘論に説明する。

### 第三章 爲替手形

#### 一 爲替手形の振出

(1) 爲替手形は其證券上の署名者である振出人が形式上支拂人に宛て手形金の支拂を委託し手形の受取人其他の所持人は支拂人の支拂を期待するものであれば此振出人は裏書人と同一に手形金支拂の第二次債務者となる證券である。従て振出當時其最も簡単な形式に於ては振出人、支拂人及び受取人の三人格者にて足りるが支拂人手形金の支拂を引受ければ引受人となり此外保證人及び支拂擔當者あるとき複雑の關係を呈する。而して爲替手形上振出人と受取人と同一人格者である自己受又は自己指圖爲替手形、支拂人と振出人と同一人格者である自己宛爲替手形の發行が認められる關係上此三人格者が同一人であつても亦差支へ無しとも謂はれ然るときは形式上一人格者のみの爲替手形存在することとなるが如之き形式の手形は裏書後初めて手形としての作用を爲すものと考へられる。

爲替手形の受取人の記載形式如何に依り記名式、無記名式及び記名持參人拂式あり無記名式と記名持參人拂式とは手形金三十圓以上に限り認められ同一の效力に於て流通されること及び常に金額に制限無く金三錢の收入印紙を貼付し消印すべきことは約束手形と全く同一である。

爲替手形は約束手形と異なり支拂人に支拂を委託する形式を有する結果支拂人手形金を支拂はぬとき振出人其責めに任すべきであれば支拂確保責任として裏書人と全く同一の手形債務を負ふ第二次債務者である。而して支拂人は支拂關係者であるも手形に署名せぬ限り支拂責任者に非ざれば支拂人が手形に署名して引受を爲さぬ限り其爲替手形には第一次債務者全く存在せず流通されるものとなる。然かも如之なれば果たして其手形金が満期日に支拂はれるや所持人に不安無きを得ぬ結果、此處で所持人に引受を求め爲めの呈示が認められ支拂人此呈示に對し手形に署名して引受を爲せば引受人となり手形上第一次の債務者となり約束手形振出人と同一責任の地位に立つに至る。従て爲替手形に於て手形上の前者と謂ふときは

當然振出人をも含み権利關係の得喪を論ずることとなる。

二二六

(2) 爲替手形は次の事項と振出人の署名あるとき正規の證券となる。

A 其爲替手形たることを示すべき文字

B 一定の金額

C 受取人の名稱

受取人を特定せず前記の金額

殿又は同人指圖人に支拂可被成候等の文言

に於て此空欄に受取人を記載せねば以下の同人指圖人は無意味となる故、受取人の記載無き白地手形と認むべきであれば其記入後に正規の手形となる、而し其記載最後迄補充せられねば無記名式となること無く無効なりと謂はれる。

D 支拂人の名稱

支拂人は數名を記載し得るも甲殿又は乙殿とする如く選擇的なれば手形無効となる、而して支拂人數名のとき其一人が引受を拒絶すれば所持人前者に對し擔保を請求し得るが其全員支拂を爲さぬときに限り償還を請求し得るものと

思ふ。

E 單紙なる支拂の委託

F 一定の満期日

満期日の記載無きか又は無効のときは手形法上其満期日は一覽の日となる。

G 支拂地

手形金の支拂を爲すべき獨立の最小行政地域たる市、町又は村を支拂地と謂ひ此地域を推斷し得る記載あれば支拂地の記載ありと認められる、而して爲替手形に支拂地の記載全くなければ手形無効となるも、若し支拂人の名稱に肩書地あるときは此肩書地が支拂地となり且つ支拂人の營業所又は住所の所在地と看做され其手形有効となる。

H 振出の年月日

I 振出人の署名

振出人は左記事項を任意有効に爲替手形に記載し得る。

- 一 支拂人の肩書地
- 二 支拂場所
- 三 振出地

爲替手形に振出地を記載すれば裏書人の裏書地記載と同一であつて手形不渡の場合前者として振出人償還請求通知を受ける利益がある。

- 四 支拂拒絶證書の作成免除
- 五 支拂擔當者
- 六 裏書の禁止
- 七 豫備支拂人
- 八 豫備支拂人は第二次債務者が擔保又は償還の請求を受けんとするとき之を阻止する爲めに手形關係に参加すべき關係者として第二次債務者の指定に係る支拂關係者の一人である。
- 九 引受を求むる爲め手形を呈示すべき旨

支拂擔當者を記載せぬ爲替手形振出人は満期日前引受を求めらる爲め手形を支拂人に呈示すべき旨を手形に記載し此記載ある手形の所持人は満期日前支拂人に手形を呈示して引受を求むることを要し、所持人此呈示を爲さぬか又は引受無きとき拒絶證書を作成せしめねば前者に對する手形上の權利を失ひ後日僅に振出人に對し利得償還請求權を有するに過ぎぬに至る、而して手形法は引受あるときも尙拒絶證書の作成を要求する如く規定し其作成無ければ亦手形上の權利を失ふと爲すも引受あるときは如之無用の手續を要せぬものと思ふ

九 呈示期間の指定  
 一覽拂及び一覽後定期拂爲替手形は同一形式の約束手形に於けると同様に振出日附より一年内に支拂又は引受を求むべきものであるが振出人は之より短かき呈示期間を指定し得、所持人此呈示を爲さぬか支拂人支拂又は引受を爲さぬとき呈示期間内に拒絶證書を作成せしめねば手形上の權利を失ふべく詳細は後述する。

## 十 複本たることを示すべき文字

爲替手形の形式的要件としての記載及び其任意記載に付ての詳細の説明は前章  
約束手形の振出参照。

(3) 爲替手形の振出は約束手形の夫と同一に振出人其手形を流通せしめることに  
依つて振出人としての責任を負担するものであれば其發行前には記載を變更し又  
は署名を抹消すること勿論自由である、而して振出人は支拂人の支拂を期待する關  
係上裏書人と同一に第二次債務者となり次の内容の債務を負担する。

## A 引受確保責任

爲替手形の支拂人手形金支拂を引受けされば其引受無き金額其他につき所持  
人又は裏書人の請求に應じ擔保を提供する責任を負ふ(支拂危険の對策参照)。

## B 支拂確保責任

引受人又は支拂人手形金全額の支拂を爲さざるとき所持人權利保全方法を講  
ずれば其請求に應じ支拂無き手形金、利息及び費用を償還する責任を負ふ(爲替

## 手形の償還請求参照)。

爲替手形の振出人は裏書人と同一に所持人が手形上の權利保全方法を怠るか又  
は所持人に對しては満期日より一年償還を爲した裏書人に對しては其償還を爲し  
た日より一年間償還の請求を受けぬことに依り消滅時効完成し其債務を免がれる、  
但時効又は手續の缺欠に依り其債務を免がれても利得償還の義務あること約束手  
形振出人につき説明したると同一である。

## 二 爲替手形の引受

(1) 爲替手形は支拂人の支拂に依り全手形關係消滅すべき手形であるが、支拂人は  
單に爲替手形上振出人の支拂委託に依り支拂關係者たるに過ぎねば現實に満期日  
に所持人の支拂を求むる呈示に對し手形金全額を支拂ふべきや否や全く不明であ  
る、通例爲替手形の振出人は支拂人との間に手形金支拂に關する契約を爲し支拂人  
は振出人との資金關係に拘束されて支拂を爲すのであるが之は手形外の關係であ

つて事實如之き原因に於てのみ振出すものと限らず、假令如之き拘束あるも果たして其約旨を忠實に實行すべきや否や受取人其他の所持人には全く豫想し得ぬものであれば其儘にては流通の圓滑を缺く、於之乎所持人をして果たして支拂人支拂を爲すや否やを確定せしめる爲めに其諾否を確定せしめる權能を之に與へ自由に其權能を行使せしめ之を引受を求むる爲めの呈示と謂ふ、而して所持人が爲替手形を支拂人に呈示し引受を求めたる時支拂人が手形に其旨を記載し又は記載せずして署名すれば引受と謂はれ、爾後引受人となり引受金額支拂の第一次債務者となり約束手形振出人と同一地位に立つに至る。

(2)爲替手形の所持人は支拂人の營業所、住所又は居所に至り満期日前手形を呈示して引受を求めらる權能を有し、支拂人は之に應じ引受を爲すも亦之を拒絶するも手形法上全く自由であるが、其支拂を引受けんとせば次の方法に依るとき手形上の引受となる。

#### A 正式引受

支拂人が爲替手形に引受の旨を記載し署名するもので特に引受金額を限定的に記載せねば手形金全額の支拂を引受けるものとなる。

#### B 略式引受

支拂人が爲替手形に署名すれば亦引受となる。

#### C 不單純引受

支拂人が引受を爲すに當つて其手形の満期日或は支拂地を變更し又は特殊の條件を附加して其條件に従てのみ支拂を爲すと謂ふ如く其引受單純ならざるものは不單純引受と謂はれ引受を拒絶したものと看做される、従て不單純引受到に接した所持人は前者に對して擔保を請求し得るが此不單純引受は全く無効たるもので無く此引受人は自己の引受文言に依る責任を負擔する。

引受は爲替手形に署名して爲すべく數人の支拂人各自引受を爲せば連帶債務者となるが、爲替手形の謄本又は附箋(補箋)に署名し又は別書面に依るものゝ如きは證券外の引受契約と同一に手形法上の引受とならず引受としては無効である、従て

若し手形自體に署名すること以外の方法で引受を爲せば只其双互間に於て手形外の特約たるに過ぎぬこととなる。

支拂人は爲替手形の引受到當つて左の事項を任意有効に手形に記載し得る。

一 支拂場所

二 支拂擔當者

三 一覽後定期拂爲替手形に引受の日附

爲替手形の引受は支拂人又は代理關係を表示した代理人のみ爲し得る手形行爲であり其果たして支拂人の引受なるか他人の署名なるかは未知の多數者間に轉輾すべき手形に於ては當然證券上の記載と署名とに依つてのみ判斷さるべきであれば、既に裏書連續に於て説明せる如く多少の誤字脱字あるも同一人と認められる形式に於て手形上支拂人と表示された名稱にて引受人として署名する必要があるは、猶被裏書人が次で裏書を爲すとき同一名稱に依ることを要し然らざれば裏書連續を缺き正式の裏書とならぬと同一であるとの學說がある、裏書連續は其形式に於ての

み判斷される關係上受取人又は被裏書人と表示された者が裏書を爲すには同一名稱に依るを要すれど引受到ては手形法何等此點に觸れる規定なき爲め其反對の學說も亦當然主張され得べく、著者は實質上同一人なれば引受となるものと思ふ。

(3) 爲替手形の所持人引受を求めることは本來其自由であるが之には二つの制限がある。

A 引受の呈示を指定せる爲替手形

支拂擔當者を記載せぬ爲替手形の振出人が其手形の引受を求める爲めに之を支拂人に呈示すべき旨を記載した爲替手形の所持人は満期日前支拂人に對し引受を求むる爲めの呈示を爲すべきで、支拂人引受をなせば足るも、其引受無きときは引受拒絶證書を作成せしむるを要し、所持人此呈示を怠るか引受無きとき引受拒絶證書を作成せしめねば前者に對する手形上の權利を失ひ將來單に振出人に對し利得償還請求權を行使し得るに過ぎぬ。

B 一覽後定期拂爲替手形

一覽後定期拂爲替手形の所持人は振出日附より一年内又は振出人の指定する之より短かき呈示期間内に支拂人に引受を求むる呈示を爲すべきで若し此呈示を爲さねば前者に對する手形上の權利を失ふ。

所持人の呈示に接した支拂人引受を爲すに正式又は略式引受を爲すと同時に其引受日附を手形に記載すれば所持人拒絶證書を作成せしめる煩を免がれる、反之支拂人引受を爲さぬか又は引受の日附を爲替手形に記載せぬときは所持人呈示期間内に拒絶證書を作成せしむべく然るときは其拒絶證書作成の日が呈示の日となり満期日計算される。

支拂人引受を爲さぬか引受を爲すも引受の日附を手形に記載せぬとき所持人呈示期間内に拒絶證書を作成せしめねば前者に對する手形上の權利を失ふこと全く呈示期間内に呈示を爲さざりしときと同一である、但引受人は拒絶證書の作成無くも其責任を免がるゝこと能はず呈示期間の末日呈示の日と看做され満期日計算されて其満期日後第一次の債務者として其責任を追及される。

引受を求むる呈示に接した支拂人は直ちに其諾否を決定すべきであつて支拂人の爲め考慮の期間は認められぬ、然も一旦拒絶後再度の呈示に對し引受を爲すこと亦自由である、而して所持人の自由たる引受を求むる爲めの呈示に對し例外として之を強要する場合所持人全く呈示を爲さぬか引受あるも一覽後定期拂手形につき引受人引受日附を記載せぬとき、呈示期間内に拒絶證書を作成せしめねば制裁として所持人前者に對する手形上の權利を失ふこと叙上の如くであるが、之等の場合引受あり且つ其日附の記載あるときすら拒絶證書を作成せしむべきで其作成無ければ所持人前者に對する手形上の權利を失ふと説明する學者あるも著者は之に賛意を表し難きこと既に約束手形の支拂につき説明せる通りである。

(4) 爲替手形の支拂人引受の署名後其手形を所持人に返還せざる間は自由に其署名を抹消し得れど其返還後は所持人の承諾無き限り不可能で返還と同時に責任發生するは其手形を流通し得る状態に置き責任負擔を表明するに基く、而して引受人は第一次債務者として次の内容を有する債務を負擔する。



A 満期日前引受人破産の宣告を受くれば所持人の請求に應じ擔保を提供する義務がある。

B 満期日後支拂地に於ける營業所、住所又は支拂場所にて手形と引換に所持人の支拂を求むる呈示に對し引受金額を支拂ふ責任を有する、但支拂擔當者の記載あるとき所持人手形上の權利保全手續を怠れば此責任を免がれる。

C 満期日又は其後休日を算入せぬ二日間内所謂支拂拒絶證書作成期間内に所持人より支拂を求むる呈示に接し支拂を爲さざるときは償還請求の場合に準じ支拂無き引受金額、満期日後現に支拂あるまで年六分の利息及び支拂拒絶證書作成の手續料其他の費用の支拂責任がある、最も所持人呈示を怠り後日支拂を請求せるとき直ちに支拂を爲す限り利息支拂の要無く、支拂拒絶證書の作成を免除せる場合所持人之を作成し引受人利息及び費用を支拂ふべきときは此作成費用をも亦支拂はねばならぬ。

D 裏書禁止の爲替手形引受人は所持人の呈示を俟つこと無く進んで満期日に引

受金額を支拂ふべく然らざれば利息支拂の義務ありと謂はれる。

引受人は支拂拒絶證書作成期間經過後手形金を供託して其債務を免がれ得るが、所持人の權利保全手續を缺くか又は満期日後三年間請求に接せねば其債務を免がれ利得償還義務を有するに過ぎぬこととなる、而して引受人は其引受金額につき約束手形振出人と同一責任を負ふものなれば尙前章参照。

(5) 引受人の手形債務は引受に基き發生し振出人との資金關係に依存して其效力左右せらるゝものに非ざれば爲替手形の振出人償還義務を遂行し手形を回收すれば引受人に對して引受金額、利息及び費用の支拂を請求し得べきであり、而して引受人と振出人間に資金に關する協定ありて振出人其協定に従はぬときの如きに於てのみ此事由を抗辯して引受人支拂を拒絶し得るに過ぎぬ、従て偽造手形の引受人の如き其引受に依り所持人に支拂ふた金額は振出人に請求し得ぬことがある、之れ引受人の責任は引受に依るものであつて其債務履行は振出人の債務を代つて辨濟するものに非ざるのみならず振出偽造なれば其手形の支拂につき振出人は引受人に

何等資金を供給すべき必要無きが故である。

### 三 爲替手形の裏書

(1) 爲替手形の裏書と引渡譲渡とは約束手形に於けるものと同一であれば此處には爲替手形に特有な引受あることに依り裏書人に加重される責任につき一言するに止める。

(2) 爲替手形の裏書人は手形金の支拂責任を負ふ場合同時に引受確保責任を負ふこと其振出人と同一であつて、支拂人引受を爲さざるか引受人破産宣告を受け相當の擔保を提供せざるとき、後者の請求に應じ擔保を提供する債務あると共に其前者に對して亦擔保の提供を請求し得、而して此點は支拂危険の對策に讓る。

### 四 爲替手形の保證

(1) 爲替手形の保證も亦約束手形に於ける保證と同一である。

(2) 爲替手形の保證人主債務者を明示せぬか又は署名箇所によつて判斷し得ず結局主債務者不明のときは既に其手形に引受あれば引受人の爲めに又若し引受無ければ振出人の爲めに保證行はれたものと看做され保證人は彼等と同一地位に於ての手形債務を負ふに至る。

### 五 支拂危険の對策

(1) 手形の第二次債務者は手形が満期日に支拂はれざるとき支拂確保責任者として償還義務を有し其義務を辨濟し手形を回收すれば更らに同一請求を其前者に對し爲し得ることは既に約束手形に説明した通りである、而して手形の満期日に於ける支拂が豫め危惧される状態に至れば手形の所持人及び第二次債務者は其前者に對して將來行使すべき請求權を確實にする爲め擔保を請求し得るもので此請求を受けた第二次債務者は質權又は抵當權を設定し或は保證人を立て又は相當金額を供託することに依り請求者を満足せしめねばならぬ、而して満期日に於ける支拂が

豫め危惧される場合は手形法に限定し、爲替手形支拂人が手形金全額の引受を爲さざるとき、引受の前後を問はず満期日前引受人破産宣告を受け擔當の擔保を供せざるとき及び約束手形振出人破産し相當の擔保を提供せざるときは三場合に限る。

擔保請求権は償還請求権と共に溯及權の一であつて請求權利者は前者の何人に對しても隨時請求し得同時又は異時に其前者全員にも請求し得る爲め選擇溯及權あり超躍溯及權あり又變更權をも有する、例へば前者甲乙丙の三人あれば同時又は異時に此三人に請求し得る許りで無く丙を超えて甲又は乙にも請求し得ると共に一旦乙に請求せるを止めて改めて甲又は丙にも請求し得償還請求の場合と同一である。

(2) 爲替手形の所持人が支拂人に對し引受を求むる呈示を爲すも支拂人手形金全額の單純なる引受を爲さぬときは其引受無き手形金及び費用につき相當の擔保を請求し得べく、此請求を爲すに當つては引受拒絶證書を作成せしむるを要する、擔保の請求を受けた裏書人も亦其前者に對して擔保すべき金額及び費用につき相當の

擔保を請求し得、擔保の請求を受けた第二次債務者は遲滞なく引受拒絶證書と引換に相當の擔保を供するか又は擔保に代えて相當の金額を供託すべき義務を有する、而して其手形に豫備支拂人の記載あれば所持人は先づ其豫備支拂人の參加引受を求め其引受無きとき其旨を引受拒絶證書に記載せしめて後前者に對し擔保を請求すべきで後章手形上の參加参照。

(3) 引受人が手形金引受の前後を問はず破産の宣告を受け所持人の請求に應じ相當の擔保を供せざれば約束手形振出人が同一状態となりしときと同様に所持人は亦前者に對し擔保を請求し得、擔保の請求を受けたる第二次債務者も更らに其前者に對し擔保を請求し得べく、破産拒絶證書を作成すべきこと及び豫備支拂人の記載あれば擔保請求の前提として其參加引受を求むべく豫備支拂人無きか又は豫備支拂人單純な引受を爲さぬとき此擔保請求權行使せらるべきこと支拂人の引受拒絶の場合と同様である。

(4) 支拂人の引受なきに依る擔保は次の場合其效力を失ひ供託した金額は其供託

者之を取戻すことが出来る。

A 後日爲替手形の單純な引受あるとき。

B 手形金及び費用の償還あるとき。

C 擔保を供し又は供託を爲した者又は其前者が償還を爲したとき。

D 手形上の権利が時効又は手續の缺欠に因りて消滅したとき。

E 擔保を供し又は供託を爲した者が満期日から一年内に償還の請求を受けぬとき。

引受人破産に依り又は約束手形振出人破産に依り供した擔保又は供託は次の場合に於て效力を失ひ供託金は取戻し得る。

一 豫備支拂人後日單純な引受を爲したとき。

二 引受人或は約束手形振出人が後日相當の擔保を供したとき。

三 前項B乃至Eの場合。

約束手形には引受無ければ豫備支拂人の引受を求むること無く従つて一は適用

されぬこととなる。

(5) 擔保の請求を爲すことは償還請求に當つて其履行を的確ならしめることであり所持人は前者に又償還を爲した裏書人は其前者に償還を請求し得るものであれば、前者の一人が擔保を供し又は供託を爲せば其後者全員の爲めに效力を生じ、其後者全員は擔保の義務を免がれると同時に其後者全員は各自其擔保又は供託金につき權利を行使し得る、例へば爲替手形の第一の前者である振出人が擔保として抵當權を設定すれば爾後の裏書人全員は最早擔保を供する義務を免がれ却て其裏書人の何人かゞ償還を爲し手形を回收すれば擔保設定當時の所持人と同一に振出人に對し償還請求權を行使して抵當物より辨濟を求め得る。

## 六 爲替手形の複本と謄本

(1) 爲替手形に限つて複本と謄本とがあり、複本は其數通相合して一箇の爲替手形となると共に各別に流通すれば各自別箇獨立の手形ともなる爲替手形であるが謄

本は原本爲替手形の謄寫に過ぎねば裏書を俟つて初めて流通すべき原手形の寫である、而して複本には複本たることを示すべき文字が其各通に記載され初めて複本としての作用を爲し此文字を缺くものあれば他の複本各通とは全く別箇獨立の爲替手形となるを以て通例第一通第二通の如き文字又は端的に複本の文字が爲替手形に記載される、謄本も亦原本手形の謄本たることを示すべき文字の記載を要し通例謄本の文字記入され初めて爲替手形の謄本となるべく謄本なることを示すべき文字の記載なければ獨立の爲替手形と認められる。

爲替手形の複本は所持人の請求に依り振出人の發行すべきものであるが謄本は所持人任意作成し得るもので、複本は其數通同一形式たることを要し謄本亦固より然かりであるが、原手形の謄寫部分と別箇に新に謄本に或る事項を記載すれば此互間を區別すべきで若し其區別を爲さねば其全部が原本手形となるか又は全部が謄本と認められるに至る。

(2) 爲替手形の所持人が引受を求めらる爲めに遠方に手形を送付し尙其手形を流通

せしめんとするか、又は巴里に其手形を發送せんとするとき西比利亞經由と米國經由との二線に依つて其紛失に備えんとする如きとき、一通の爲替手形を以ては其目的を達せぬ故同一手形の數通を求めらるる必要に迫られる、而して如之き場合所持人は後者より前者へと順次裏書人を経て振出人に對し所要數通の複本の交付を請求し得、此請求に接した振出人は請求者の費用を以て同一形式内容の爲替手形を作り既に一旦發行せる爲替手形と共に其各通に複本たることを示すべき文字を記載し再び之を裏書人を経て交付すべく、各裏書人は其各通に亦同一裏書を爲し順次請求者に引渡さるべきである、而して既に説明したる如く複本に複本たることを示すべき文字を記載せねば其各通は獨立の爲替手形として效力を有することとなる。

複本の所持人が引受を求めらる爲めに其一通を自己の取引先き等に送付し引受を求むる呈示を依頼するときは他の各通に其送付先き即ち保管者を記載して流通せしむべきで、前者を送付複本後者を流通複本と謂ふ。

(3) 流通複本の所持人は直接保管者に對し送付複本の返還を請求し得其返還を受

ければ此兩者を合して更らに流通せしめ又は手形金の支拂を求め得、送付複本に依り引受を得ねば前者に對して擔保を請求し、支拂人或は引受人支拂を爲さねば前者に對し償還を請求し得るが、保管者より送付複本の返還を受けねば拒絶證書に依り其事實及び他の一通又は數通の爲替手形を以て引受又は支拂を得ぬことを證明せねば其前者に對して擔保又は償還を請求し得ぬ。

(4) 數通の複本は合して一箇の爲替手形となり其作用を全ふすべきものなれば其一通に付き全額支拂あるときは爲替手形としての作用を終はり他の各通は其效力を失ひ全手形關係消滅するを原則とする、然るに複本の各通が別箇に作用する如き例外が二ある。

爲替手形の支拂人が複本の一通に引受を爲し然かも引受無き複本につき手形金を支拂へば引受ある複本は尙效力を有し獨立の爲替手形に引受あると同一に其引受人は再び其引受ある複本につき支拂の責任を負はねばならぬ。

複本に裏書人が二人以上に各別に裏書を爲せば其各通に付き裏書責任を負擔す

べく、數通の複本に引受を爲した引受人亦支拂のとき返還無き各通に付き引受責任を負はねばならぬ、而して裏書人が記名式裏書に依り手形に被裏書人を記載すれば數通の複本を各別人に裏書せるものか否か明白であれば、無記名式裏書に依り被裏書人を手形に記載せねば果たして其裏書人が二人以上に各別に裏書せるものか又は同一人に裏書せるも其被裏書人其他の者が之を各別に流通せしめたものか判明せず現に數人の所持人あるとき此裏書人の責任如何は問題であるが通例此裏書人は其各通につき責任を負ふべきものと謂はれる。

(5) 爲替手形の謄本は原本手形の謄寫に過ぎねば夫れ自身としては何等の效力を生せず謄本作成者が之に裏書するに依り其所持人との間に手形關係を生ずるに至る、而して謄本の必要は爲替手形の所持人が引受を求め爲め原本手形を遠方の取引先きに送付し引受を求むる呈示を依頼せるとき其手形を流通せしめんとするにあれば、其謄本に送付先きたる保管者を記載し且つ之に裏書して流通せしむべきで此記載ある謄本の所持人は保管者に對し直接其原本手形の返還を求め得、其返還あ

れば原本と謄本と相俟つて手形上の権利を行使し得る、反之謄本に保管者の記載無ければ直接原本の返還を請求し得ぬ爲め全く手形上の権利を有せぬこととなる、而して保管者原本手形を返還せぬときは謄本の所持人は拒絶證書に依りて其事實を證明し謄本の署名者に對し擔保の請求を爲し謄本に記載した満期日到来後謄本署名者に對し償還を請求し得る、但謄本の所持人は原本手形を取得せぬ限り原本手形の署名者に對し何等手形上の権利を有するものに非ず。

爲替手形謄本に關する規定は約束手形に準用せられるも誤謬に依るもので全く其準用無く之を準用する必要も存在せぬものと謂はねばならぬ。

## 七 爲替手形の支拂

(1) 手形金支拂に關しては第一章手形關係の消滅及び第二章約束手形の支拂に詳述したれば此處には一二の點につき注意的説明を爲すに止める。

(2) 爲替手形は支拂人又は引受人其衝に當たり特に支拂擔當者の記載あれば此者

直接の支拂關係者たるを以て所持人は先づ支拂擔當者に支拂を求むべく、其支拂無きときは法定期間内に支拂拒絶證書を作成せしめ以て手形上の権利を保全せねば前者は固より引受人に對しても手形上の権利を失ふこと約束手形に於けると同一である、而して爲替手形に支拂擔當者と支拂人又は引受人あるとき所持人は支拂擔當者に手形を呈示し其全額支拂を得ぬとき法定期間内に支拂拒絶證書を作成せしむれば更らに支拂人又は引受人に同一期間内に支拂を求むる呈示を爲さずとも前者に對する手形上の権利を保全する。

支拂を求むる呈示は支拂地内の支拂場所若し其記載無ければ支拂擔當者、支拂人又は引受人の支拂地内に於ける營業所又は住所に於て之を爲すべきであるが、支拂地の記載無きとき支拂人又は引受人の肩書地あれば夫が支拂地で且つ其營業所又は住所の所在地と看做されら關係上亦其肩書地内で呈示すべきで其地内に營業所又は住所無ければ呈示不能としての拒絶證書を作成せしむべきである。

(3) 爲替手形の引受人は其引受金額を限度として第一次の債務者として約束手形

振出人と同一地位に於ける責任を負担する故其満期日又は其後の支拂責任額其他は約束手形振出人と同一であるが爲替手形の振出人は第一の前者であること約束手形振出人と同一なれど其責任は全く之と異なり裏書人と同一であり裏書人との相違は利得償還義務の有無のみに係る、従て約束手形の場合と異なり爲替手形上前者に對する手形上の権利を失ふと謂ふ如きときは裏書人に對すると同一に其振出人に對する手形上の権利をも失ふのである。

## 八 爲替手形の償還請求

(1) 爲替手形の償還請求は第一章手形關係の消滅及び第二章約束手形の償還請求に説明した所を應用すれば足りるが曩に説明せぬ豫備支拂人ある場合の償還請求は一括後章手形上の参加に譲り、此處には想像的戻手形の制度と戻手形につき説明するに止める。

(2) 爲替手形の裏書人及び振出人が後者の請求に應じ償還すべき金額は、支拂あら

ざりし手形金額及び満期日以後の法定利息、拒絶證書作成の手形料其他の費用であるるか又は請求者の支拂ひたる金額及び其支拂の日以後の法定利息並に支出したる費用であるが、手形法は勉めて請求者に満足を與へる爲め此金額を一覽拂爲替手形の相場に依るものと定める、即ち爲替手形の所持人が償還の請求を爲し得る金額は償還の請求を受ける第二次債務者の實際の營業所又は住所の所在地が支拂地と異なるときは支拂地から此第二次債務者の營業所又は住所の所在地に宛て振出した一覽拂爲替手形の相場に依り計算し、支拂地に此相場なければ其營業所又は住所の所在地に最も近き地に宛て振出す一覽拂爲替手形の相場に依るものと爲し之を假裝的戻爲替の方法又は想像的戻手形の制度と謂ふ、償還請求額金九千六百圓あるとき支拂地から第二次債務者の營業所又は住所を支拂地として振出す金百圓の一覽拂爲替手形が其振出地に於て金九十六圓の相場とすれば金一萬圓を償還金額として請求し得るに反して此百圓の手形が百二圓の相場なれば金九千五百六十八圓餘を請求し得ることとなる、而して此結果は不渡手形の所持人が支拂地で金九千六百



圓の所要償還請求金額を受けると同一となるのである。償還を爲した裏書人が前者に對する償還請求も亦請求者と被請求者の營業所又は住所の所在地異なるとき同様の方法に依り償還金額計算される。

(3) 爲替手形の所持人又は裏書人は償還の請求を爲す爲め第二次債務者を支拂人として更らに爲替手形を振出し得此の手形を戻手形と謂ふ。

戻手形は償還の請求を受ける第二次債務者の營業所又は住所の所在地を支拂地と定める一覽拂たるべきであつて且つ所持人が振出す戻手形には本爲替手形の支拂地を振出地と定め裏書人が振出す場合には其營業所又は住所の所在地を振出地と記載すべきである。而して戻手形の金額は償還請求金額に戻手形作成費用及び割引料等を加算するものと謂はれる。

戻手形の支拂人は第二次債務者であるが其不渡手形と戻手形とは異なるを以て支拂人としては何等此手形金支拂の義務無く只其支拂あれば之に依り償還義務を履行したことになるのであれば、戻手形の振出人は其不渡手形支拂拒絶證書及び償

還を受けた旨を記載し且つ署名した償還計算書を添へて振出すべく支拂人も亦之等と戻手形との總てと引換に償還金額たる戻手形金を支拂へば充分である。

### 九 荷爲替手形

(1) 貨物の賣主が運送中の貨物を擔保として買主を支拂人とする爲替手形を發行するとき特に此手形を荷爲替手形と謂ふ。荷爲替手形も亦手形としては一箇の爲替手形であれば其形式、作用及び効果とも上來說明したる爲替手形と何等異なる所無けれども、此手形には運送中の貨物が擔保とされ買主が支拂人として其手形の支拂を爲せば同時に貨物の代金支拂となつて運送證券を得之に依り運送人の手中にある貨物を受取り得ると同時に振出人は安全に代金取立を爲し且つ手形割引業者に支拂を爲すものとなるを以て運送中に資金を融通し得る多大の便宜あり、割引業者亦其融通に就て手形金の支拂を得ねば運送貨物を處分するか又は振出人に償還請求を爲して融通金の回収を得る特殊の効果が附隨する。而して此方法は有價證券を

遠隔の地に賣却するときにも亦利用され、商人間に廣く一般的に利用されるもので荷爲替手形に依り融通を受けることを荷爲替の取組又は荷爲替の約定など、謂ふ。

(2) 荷爲替手形に於ける擔保品は運送中の貨物であるが擔保とする方法は運送取扱人又は運送業者の發行する貨物引換證又は船荷證券を通じて貨物を擔保とするのであつて之等證券が形式的にも實質的にも有効であり、此證券上の荷受人が爲替手形の振出人として金融業者と荷爲替約定に基き此證券と手形とを之に交付するに依り荷爲替の作用を生ずる。

運送品を代表する貨物引換證又は船荷證券は手形と同一に要式證券であつて其記載事項は商法に明定され其一部分にても記載せねば效力を生ぜず無効となるが、手形と異なり要因證券と謂はれ事實上荷送人對運送人又は運送取扱人間に運送契約が結ばれ運送品が彼等に引渡された後運送品と證券上に記載する運送品と同一なるとき初めて荷送人其他正當所持人が其證券に依り運送人等に對し證券所載の貨物の引渡を請求し得、運送證券に依り運送品を受取り得べき者此證券の引渡を受

けたるとき運送品の上に行使する權利取得につき運送品の引渡を受けたと同一なる、從て運送契約無きか運送品の引渡無きにも不拘運送取扱人又は運送人が貨物引換證又は船荷證券を發行することあるも其證券は無効であり且つ運送品と證券上の運送品と異なるときは實際の運送品が目的物となるものであれば證券上の記載に依る引渡を請求し得ず結局損害賠償の問題となる、而して貨物引換證又は船荷證券の發行あれば運送人又は運送取扱人對證券所持人間に於ては運送に關する事項は其證券の定むる所に依り且つ所持人は此證券と引換に非ざれば運送品の引渡を請求し得ざると共に運送人又は運送取扱人も此證券と引換に非ざれば運送品の引渡を爲すべからざるものであれば之に違反する運送人等は所持人に對し損害賠償の責任を負擔することとなる。

貨物引換證及び船荷證券は記名式又は記名持參人式を以て發行し得るもので其記名式のときは裏書禁止の記載無き限り裏書に依り讓渡され得、裏書の方式及び裏書連續の要件は手形に於けると同一である、而して引渡讓渡又は裏書は證券を通じて

て運送品讓渡の方法であるが荷爲替に於ては擔保の方法として利用されるものであつて金融業者は之に依り運送品に對する質權を取得したものと認められる。尙商法第二百八十二條は之等の有價證券につき手形法第四百四十一條を準用する結果惡意又は重大なる過失無くして非權利者から貨物引換證又は船荷證券を取得した者は返還義務無き自然の結果として其證券取得の原因に應ずる權利を取得するととなり金融業者は荷爲替に依り確實に運送品につき質權を取得する。

(3) 荷爲替手形に於ける法律關係は手形關係として振出人對手形の所持人たる金融業者、手形の所持人對支拂人、手形外の關係として振出人たる貨物の賣主對支拂人たる貨物の買主、運送證券所持人對運送人間に區別して觀察するを便宜とする。

運送證券擔保の手形を割引する銀行は其振出人と荷爲替約定を爲し手形の支拂及び支拂無きときの振出人に對する償還請求及び運送證券を通じての擔保運送品の處分方法等を協定し支拂人に手形の支拂を求むべく、其支拂あれば之に運送證券を引渡し振出人との計算を爲すべく、支拂無ければ銀行は去つて運送品の賣却及び

振出人に對する償還請求に依り決済を求め、而して支拂人が單に手形の引受を爲すに止まるとき如何の效力あるかは銀行對引受人間の協定に依るべきであるが支拂人は之が爲め賣主たる振出人に對し代金辨濟とはならぬと思ふ。

支拂人手形金全額を支拂へば賣主たる振出人に對し代金支拂となるを以て銀行より運送證券を得直接運送人から運送品を受取り得るが、若し其支拂を爲さねば銀行より證券の引渡を受けぬ故代金を支拂はぬものとして賣主に尙代金債務を負擔し運送品を處分し又は受取り得ぬ。

運送人は證券上の荷受人、裏書連續する所持人等に其證券記載の事項を遵守して運送品を引渡すべく、此證券の發行あるにも不拘其證券と引換に非ず運送品を引渡すか又は證券の形式上非權利者たるものに引渡し證券所持人に損害を蒙らしめれば責任を負擔せねばならぬ、而して吾國の慣例では荷送人甲が荷受人を乙とすること貨物引換證を作成せしめ此記名式證券を其儘金融業者に手形の擔保とすること行はれ銀行亦怪まず之を受取り金融を爲す如くであるが誤まると思ふ、何故ならば既に

説明した如く貨物引換證に依り運送品を受取り得べき者に貨物引換證を引渡したるとき其引渡が運送品の上に行使する権利の取得に關し運送品の引渡と同一の效力を有するものであれば、上例の方法では運送品の引渡を請求し得る荷受人に證券が渡されず却て質權者たるべき銀行之を所持するのであれば斯くては銀行質權を取得せず手形の支拂無きとき質權者として其運送品を處分し得ぬこととなる、從て荷送人が同時に荷受人となつて之を銀行に裏書するを完全の方法と思ふ。

## 第四章 小切手

### 一 小切手の振出

(1) 小切手は其證券上の署名者である振出人が支拂人に宛て小切手金の支拂を委託し小切手の受取人其他の所持人は支拂人の支拂を期待するものであれば此振出人は小切手金支拂の第二次債務者となる證券である、從て小切手には振出人、受取人及び支拂人の三人格者あるべく然かも振出人と支拂人と同一人格者である自己宛小切手も振出人と受取人と同一人格者である自己受又は自己指圖小切手も有効である關係上、形式的に此三人格者が同一であつても有効と謂はれ、小切手金には制限無く無記名式又は記名持參人拂式たること認められるも、必ず一覽拂に限り、其發行に收入印紙の貼付を要せぬ。

小切手と爲替手形とは單純に其形式に付て判斷すれば區別する所無きも小切手は即時の現金支拂に代はるものとして一の支拂證券たるに過ぎぬが、爲替手形は將

來の支拂を目的とする信用證券たる關係上、此兩者の間には幾多の點に於て相違がある、而して其最も著るしきものは爲替手形の引受、保證、豫備支拂人、戻裏書及び擔保請求に關する事項は全く小切手に適用されず且つ爲替手形の無記名式及び記名持參人拂式には金額に制限あり満期日に四種類あるに小切手は金額に制限無く無記名式及び記名持參人拂式を認められ満期日は一覽の日に限る上振出日附より十日内に支拂を求むる爲めの呈示を爲すべきものと定められ、通例小切手には特に満期日を記載せず振出日附、金額を小切手用紙に記入し振出人署名するのみなることの如き亦取扱上區別の要點である。

(2) 小切手は次の事項と振出人の署名あるとき正規の證券となる。

- A 其小切手たることを示すべき文字
- B 一定の金額
- C 支拂人の名稱
- D 受取人の名稱又は所持人に支拂ふべきこと

E 單純なる支拂委託

F 振出の年月日

G 支拂地

小切手の振出人は左記事項を任意有效に小切手に記載し得。

- 一 支拂人の肩書地  
小切手に支拂地の記載無きとき支拂人の肩書地あれば此肩書地が支拂地となり且つ支拂人の營業所又は住所の所在地と看做される。

二 裏書の禁止

三 振出地

此記載あれば小切手不渡のとき振出人償還請求の通知を受ける便宜がある。

四 支拂拒絶證書作成の免除

五 横線

六 特別横線

小切手は一覽拂に限り所持人は振出口附より十日内に支拂を求むる呈示を爲すべきで此期間を徒過すれば振出人等に對し償還請求權を失ふ關係上満期日を記載せぬことは前述の通りである、而して將來到來すべき日時を振出口附となす小切手流通し先日附小切手又は先附小切手と謂はれる。

先附小切手は其振出口附の日到來後初めて小切手として有効のものとなるのであるが恰かも白地手形の流通する如く流通するもので將來效力を生ずべきものに就き其有效を前提し流通させること白地手形と同一である、従つて其效力及び署名者の責任及び能力の有無等は白地手形と同一に判斷すべきである。

(3)小切手の振出人又は所持人は小切手の表面に二條の手行線を畫き其線内に銀行又は之と同一意義ある文字を記載し得此小切手を一般横線小切手又は普通線引小切手と稱し、此二條の手行線内に或る銀行を特定して其商號を記載すれば特別横線又は特別線引小切手と謂ふ。

横線小切手は銀行を經由してのみ小切手金の支拂あるべきものなれば其盜難紛

失に備ふる爲めに利用される關係上振出人又は所持人に限り通例の小切手を横線小切手と爲し得るのであるが、所持人は特別横線を一般横線に或は一般横線を通例の小切手に變更し得ぬ、反之一般横線を特別横線に變更することは差支へ無きのみならず特別横線小切手に記載された特定銀行が自己の商號を抹消して之に他の銀行の商號を記載し其銀行に小切手金の取立をも委託し得る。

(4)小切手の振出は其支拂人との小切手契約に基くものであつて支拂人對振出人間に小切手の振出及び其支拂に關する諸般の事項を協定する小切手契約を爲し振出人は支拂人の交付する小切手用紙に必要な事項を記入し且署名の上之を發行する、而して支拂人は小切手契約に依る支拂委託に基き振出人の計算に於て其支拂を爲すものであつて委任契約に依る受託事務の遂行である、従て此双互間は民法委任契約の規定に依つて律せられるものであれば支拂人は取引上必要な注意を拂ふて支拂事務を遂行すべく貸越となれば其利息を請求し得不注意無くして損害を受ければ振出人之を賠償すべく其支拂資金は當然振出人供給すべきである、而して支拂人

が偽造小切手の支拂を爲したとき何人が其損害を負担すべきかと謂ふに振出人は自己の振出す小切手につき其支拂を支拂人に委託するものなれば自己の關知せぬ偽造小切手につき損害を負担すべき理由無しと謂はねばならぬ、されば如之き場合を如何に解決すべきかは豫め小切手契約に定むべきで若し其協定無きときは支拂人の負擔となると思ふ。

小切手契約に於ける支拂事務の委託は委任であれば民法上其當事者は互に何時でも將來に向つて契約を解除し得るが、之を小切手に適用すれば所持人を害する結果となる故手形法は之に制限を加へ、振出人は小切手の呈示期間經過前には支拂委託を取消し得ず支拂人は呈示期間經過後と雖も小切手の支拂を爲すことを得と規定し、支拂人は振出人から支拂委託の取消あるも其小切手の呈示期間經過前なれば尙振出人の計算に於て有効に支拂ひ得ると同時に呈示期間經過し本來ならば所持人手形上の権利を失ふてをるときでも振出人より支拂委託の取消無き限り亦有效に支拂ひ得るものである、換言すれば之等支拂ありたる後支拂人は此金額を振出

人の當座勘定より差引き又は振出人に其辨濟を請求し得る。

支拂人は小切手契約に依り振出人より豫め支拂資金の供給を受けるか或は貸越契約等に依り振出人に貸付くべき金額内から受託事務の遂行として小切手の支拂を爲すものであつて小切手上的債務者に非ざれば當然支拂人は或る金額以上には其支拂を拒絶すべし、然るに小切手の所持人は振出人對支拂人間の取引關係の現狀を知るもので無く常に支拂證券たる小切手は呈示と同時に支拂はれるものと考へ亦如之期待あるに依つて流通するものであるに突然支拂拒絶に遭遇する如きは信用制度の破壊である、従て手形法は此制度維持上振出人が支拂人をして支拂を爲さしめ得る金額を越えて小切手を振出せば五圓以上千圓以下の過料に處すべき旨を規定する。

(5) 小切手の振出人小切手に署名して之を流通に置けは振出となり振出人として小切手の第二次債務者となる、小切手は爲替手形の如く支拂人が支拂を爲すに依り手形關係消滅するに至るもので支拂人が全小切手金を支拂はぬとき振出人は第二

次債務者として支拂確保責任を果たすべきであれば償還義務の履行となる。従て爲替手形振出人と同一地位責任あるを以て前章爲替手形の振出参照。

## 二 小切手の譲渡

(1) 小切手は通例記名持参人拂式か又は無記名式で發行され其譲渡は引渡譲渡の方法に依り裏書譲渡は殆んど例外である。

(2) 裏書及び引渡譲渡とも他の手形に於けると同一形式効果なれば約束手形の裏書説明を参照、但戻裏書と豫備支拂人の記載を認められぬこと既に説明した通りである。

## 三 小切手の支拂保證

(1) 小切手には保證と引受との二手形行爲が認められぬ故支拂人が署名しても保證又は引受としての責任を負はず小切手上意味無き署名となる。然るに支拂人が小

切手金の支拂を保證する旨を小切手に記載し署名することが小切手の支拂保證と謂はれ實際上廣く經濟界に行はれる。

(2) 小切手の支拂保證は振出人の發行する小切手のみでは其受取人信用せず其受取を拒む如き場合信用を得る手段として振出人先づ其支拂保證を求め支拂人若し其振出人の當座勘定に尙預金あるか貸越契約等の關係上其小切手の呈示あれば支拂を爲すべきときは其要求に應じて支拂保證を爲すを以て振出人は其小切手を相手方に交付し取引を終はる。而して手形法上無効なる此支拂保證も支拂人對振出人間に於ては小切手の所持人に對し其呈示あれば支拂人之が支拂を爲すべきことを約束するものであつて此双互間にては有効の契約たることを認めねばならぬ。然らば此契約は所謂第三者の爲めにする契約として直接此契約の利益を受ける者は小切手の所持人であり小切手保證の文言は此契約を表はす記載と認められ得る。最も此支拂保證を以て手形保證にても果た又引受にても無き故手形上無効なれば何等の效果を生ぜずと論ずる學者あるも、多年經濟界に行はれ亦特に之を無効とすべき



理由無きを以て小切手上の記載としては手形法上の效力を生ぜぬこと勿論であるが此記載に依る振出人對支拂人間の第三者の爲めにする契約は有効であつて小切手の所持人は此契約の受益者として直接其契約上の債務を支拂人に請求し得るものと思ふ。

#### 四 小切手の支拂

(1) 小切手の支拂は約束手形又は爲替手形の支拂と同一なれば前章の説明を参照すべく此處には一二特異の點のみを説明するに止める。

(2) 小切手金の支拂を求め得る時期は振出日附より十日内に限るを以て所持人は此期間内に支拂人に支拂を求めねば振出人裏書人等の前者に對し手形上の權利を失ふ、但償還請求關係を除外して所持人對支拂人間に於ては此期間經過後の支拂も有効の支拂となり手形關係消滅し支拂人對振出人間に於ても支拂の委託取消無き限り亦有効の支拂となる。

(3) 小切手の支拂を求むる呈示には二方法ある、一は小切手の所持人が支拂地に於て支拂人の營業所又は住所に到り支拂人に手形を呈示して其支拂を求めることであつて二は小切手の所持人が支拂人の加入したる手形交換所に小切手を提出することである、即ち此小切手の提出は支拂地に於て支拂を求むる爲め支拂人に之を呈示したのと同じの效力を有することとなる。

(4) 横線小切手の支拂に就ては他の小切手の支拂に於けると異なる所がある、即ち一般横線小切手に於ける支拂人は銀行に對してのみ支拂を爲し得特別横線小切手に在つては其支拂人は其横線内の指定銀行に對してのみ小切手金を支拂ひ得る、換言すれば横線小切手の所持人として小切手金の支拂を求め得る資格者は一般銀行又は特定銀行に限るものであれば、支拂人は他の所持人よりする呈示に對しては當然支拂を拒絶し得ると共に之に支拂を爲せば其危険は支拂人自ら負擔すべきで振出人に轉嫁せしめ得ぬこととなる。

## 五 小切手の償還請求

(1) 小切手の償還請求は他の手形の償還請求と同一であつて只戻手形の發行を認められぬに過ぎねば此處には支拂拒絶證書の代用方法に就てのみ説明する。

(2) 小切手の所持人が前者に對して償還の請求を爲すには他の手形に於けると同一に法定期間内に支拂拒絶證書を作成せしむるを要し此法定期間は振出日附より十日内たるが、小切手に限り次に説明する二方法の一に依つて支拂拒絶證書の作成と同一効果を生ぜしめ得る。

A 支拂人をして呈示期間内に支拂拒絶の旨及び其年月日を小切手自體に記載せしめ且つ之に署名せしむること、小切手の附箋に依る此記載は支拂拒絶證書に代はる效力無しと謂はれる。

B 支拂人の加入する手形交換所に於て呈示期間内に小切手の提出及び支拂拒絶ありたる旨を證明せしめること。

手形交換所は司法大臣の指定にかゝるもの限り現存するものは、東京、京都、大阪、横濱、神戸、名古屋、金澤、廣島、關門、函館、札幌及び小樽の十二交換所である。

(3) 横線小切手の償還請求は銀行が所持人に代はり爲すべきで無く銀行に取立を委託したる小切手の所持人に於て之を爲すべきである。

## 第五章 手形上の参加

一七四

### 一 参加の性質

(1) 約束手形又は爲替手形の所持人が前者たる第二次債務者に對して擔保又は償還の請求を爲さんとするに當り第三者が所持人の此溯求權行使を阻止し一は以て手形の信用を維持し他は其第二次債務者に準備の期間を與へ且つ其出費を尠なからしむる爲めに手形關係に介入することを手形上の参加と謂ひ稀れに見る法律現象である。

(2) 手形關係に介入する此第三者には豫備支拂人と其他の第三者とある、豫備支拂人は第二次債務者が如之き事情の發生に處する方法として豫め署名に際して手形に（爲替手形裏書人ならば原本手形の外其謄本又は補箋）記載した支拂關係者であつて總て之等介入者を参加人と謂ひ手形上の第一次債務者以外何人も此参加人たり得る、而して豫備支拂人を手形に指定した第二次債務者其他此参加人が或る第

二次債務者の利益の爲めに手形關係に介入すれば此介入の直接利益を受ける第二次債務者を被参加人と謂ふ。

(3) 手形上の参加には二種類あり爲替手形の支拂人引受を爲さざる爲め所持人前者に對して擔保を請求すべきとき其溯求權行使を阻止するものを参加引受と稱し其参加人を参加引受人と謂ひ約束手形振出人爲替手形の支拂人又は引受人が手形金全額の支拂を爲さざるに依り前者に對して償還を請求すべきとき其溯求權行使を阻止するものを参加支拂と稱し其参加人を参加支拂人と謂ふ。

手形上の参加は所持人の溯求權行使を阻止するものなれば假令参加支拂あるも全手形關係消滅せず尙其参加支拂人對特定第二次債務者其他と手形關係存続するを原則とするが、手形法は豫備支拂人又は参加引受人に非ざる参加支拂人が被参加人を示さざりしときは其支拂は支拂人の爲めに之を爲したるものと看做すと規定すれば亦参加に依つて全手形關係消滅することもある。

## 二 参加引受

一七六

(1) 参加引受とは豫備支拂人其他の者が爲替手形支拂人手形金全額の引受を爲さぬに依り所持人が前者に對して擔保請求權を行使せんとするとき其行使を阻止する爲め手形關係に介入し手形債務者となる手形行爲である、既に説明せる如く爲替手形の所持人が引受拒絶證書を作成せしめた後前者に對し擔保の請求を爲さんとするに當たり其手形に豫備支拂人あれば此者に参加引受を求めたる後に非ざれば前者に擔保を請求し得ぬもので、幸に其参加引受を得れば所持人は擔保請求權を失ふも、若し其引受無きときは其旨を引受拒絶證書に記載せしめ以て前者に擔保を請求すべきである、而して爲替手形の所持人は豫備支拂人に非ざる者の参加引受を拒み得ると共に數人参加引受を爲さんとすれば自己の任意選擇に依り其一人をして参加引受を爲さしむれば定るのである。

(2) 参加引受を爲すには爲替手形に参加引受を爲す旨を記載し署名すれば足り此

署名者は参加引受人となる、但参加引受を爲すとき何人の利益の爲めに参加引受を爲すや其被参加人を手形に記載せねば其参加引受は振出人の爲めに行はれたものと看做され振出人其参加引受の被参加人となる、而して参加引受を得た手形の所持人は引受拒絶證書に参加引受ありし旨を記載せしめ且其證書作成の費用の支拂と引換に此拒絶證書を参加引受人に交付すべく参加引受人は遲滞無く此拒絶證書を被参加人に送付し被参加人をして其前者に對する擔保請求權行使に役立たしむべきである。

参加引受は支拂人の引受と異なり擔保請求權行使を阻止するものなれば引受無き手形金額につき参加引受あるべく、一部の引受ありしときは其殘額全部にして引受無き手形金の一部のみ参加引受は全く認められぬ。

(3) 参加引受あれば爲替手形の所持人其他被参加人の後者は擔保請求權を失ひ被参加人對其前者間に於てのみ擔保の請求行はれ得る、従て参加引受人が其参加引受到被参加人を定めねば振出人が被参加人と認められる結果全く擔保の請求全般的